

令和8年5月28日

水道事業及び下水道事業における 料金・使用料改定の方向性について

川崎市上下水道局

*Waterworks and Sewerage Bureau
City of Kawasaki*

説明内容

- 1 料金・使用料の改定理由等
- 2 料金・使用料水準の算定
- 3 新料金・使用料表（イメージ）
- 4 スケジュール

参考資料

1

料金・使用料の改定理由等

1 - 1 改定理由

1 - 2 これまでの経過

■ 厳しい財政状況下での管路、施設等の老朽化対策や耐震化の必要性

物価、資材価格、金利、賃金の上昇により支出が増加する一方、大口使用者の水需要の減少に伴う今後の料金収入等の減収が見込まれており、市民生活の安全・安心を守るための水道・下水道の管路、管きょ、施設の更新・耐震化を着実に進めるためには、現行の料金・使用料を維持するのは困難

■ 事業環境の変化に対応した制度の見直しの必要性

現行の料金等の制度の大枠は、水需要が急激に増加していった高度経済成長期の昭和40年代から変わっておらず、事業環境の変化に対応した見直しが必要

今後の持続的な事業運営及び受益者負担の視点に基づく、制度の見直しと料金水準の見直しを検討するため、令和6年5月に、学識経験者等で構成する「川崎市上下水道事業経営審議委員会(以下「委員会」という。)」へ水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について、諮問し、御審議いただき、令和8年2月に答申を受理

※川崎市上下水道事業経営審議委員会の概要

設置目的

- 本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営全般について審議し、事業の円滑かつ適正な推進に寄与する

委員構成

- 学識経験者 8人
- 団体推薦 5人
- 公募市民 2人



2

料金・使用料水準の算定

- 2 - 1 財政収支見通しの主な算定条件
- 2 - 2 水道料金水準の算定
- 2 - 3 下水道使用料水準の算定

ピンク(下線): 上下水道事業中期計画(2026~2029)からの変更点

項目	算定条件	
	水道事業	下水道事業
予算・決算	令和7年度の額を予算額から令和8年度予算書掲載の予定損益計算書又は予定貸借対照表をベースとした額へ更新	
料金等収入	水需要予測を踏まえて算出・計上	
人件費	過年度決算額に「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※」に示されている賃金上昇率の「成長移行ケース」値を反映し計上	
減価償却費	現有固定資産の償却額に今後の建設投資に係る償却額を加えて計上	
支払利息	借入済みの企業債の利息額に新規発行予定企業債の利息額を加えて計上。新規発行企業債の利率は「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※」に示されている名目長期金利の「成長移行ケース」値をベースに、過去の金利動向を加味して算出	
建設改良費	管路・管きよなどの上下水道施設の地震対策や老朽化対策事業の推進に必要な額を計上	
一般会計繰入金	これまでの繰入れの基準や要件を考慮して算出した川崎縦貫道路施設整備等に係る経費に基づき、繰入額を計上。加えて、新たに、災害・安全対策事業費出資金に係る繰入額(予定)を算出・計上	これまでの繰入れの基準や要件を考慮して算出した雨水処理、高度処理等に係る経費に基づき、繰入額を算出・計上
企業債借入	建設改良費から国庫補助金充当分を除いた額に対し、40%の企業債充当率を基本とし計上	<建設企業債> 建設改良費から国庫補助金充当分を除いたほぼ全額に対し、企業債を充当するものとし計上 <資本費平準化債> 発行可能額の100%を借入れるものとし計上
国庫補助金	交付要件の拡充に伴う重要施設配水管と水道管路強靱化推進事業の交付要件・補助率に、令和8年度の要望額に対する交付額の割合を示す交付率(予定)を考慮して算出・計上	これまでの当初内示額の実績から計上
その他	過年度決算額又は、事業費の積算により計上。主要費目は、「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※」に示されている消費者物価上昇率の「成長移行ケース」値を反映し算出	

※令和8年1月22日経済財政諮問会議提出分

■ 一般会計繰入金(災害・安全対策事業費出資金)の算定

(百万円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
繰入対象事業費	1,028	1,980	2,175	1,503	1,306	810	860	832
収益的収入(利息相当)	0	5	15	26	33	39	42	46
資本的収入(元金相当)	0	26	75	130	167	200	220	242
繰入額(予定)※	0	31	90	156	200	239	262	288

※繰入額(予定)は、算出の基礎となる繰入対象事業費が、総務省から発出される通知に規定されているものであることを前提とし、40年間の分割負担で利息相当額と合わせて対象事業年度の翌年度に繰り入れるものとして算出・計上

■ 国庫補助金(重要施設配水管・水道管路強靱化推進事業)の算定

(百万円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
要望額	229	1,422	1,714	1,676	1,098	852	912	888
交付率(予定)	25%							
交付額(予定)※	57	355	429	419	274	213	228	222

※交付額(予定)は、重要施設配水管と水道管路強靱化推進事業の交付要件・補助率に基づいて算出・計上した要望額に、令和8年度の要望額に対する交付額の割合を示す交付率(予定)の25%を乗じて算出・計上

■ 水道利用加入金の算定

委員会からの提言

- 川崎市の水道利用加入金は、過去の建設投資に要した額の一部を新規の水道利用者にも負担させることをコンセプトとしており、**加入金制度の意義は継続している。**
- 市水道条例第32条第5項の**免除規定の適用の可否**に関し、**不公平という声が上がっているということなど課題**はあるものの、**このことをもって加入金制度を廃止することは、料金値上げ改定を検討せざるを得ない厳しい財政状況下、その減収分を水道料金で賄わなければならない、更に大幅な料金値上げを招いてしまうこととなり、現実的ではない。**
- **加入金の単価**は、40年以上据え置かれているため、**料金改定とあわせ再算定を行うべきである。**

再算定

※算定期間：令和9～11年度

$$\text{【算式】 加入金単価} = \frac{\text{(1)基礎経費} - \text{(2)控除経費 (A)}}{\text{予定件数(13mm口径換算) (B)}}$$

(1)基礎経費 (百万円/年)	10,419 百万円
	本市減価償却費及び企業団減価償却費のうちの本市負担分(長期前受金戻入額控除等調整後の額)
(2)控除経費 (百万円/年)	4,495 百万円
	本市企業債償還金及び企業団企業債償還金のうちの本市負担分
	基礎経費－控除経費(A) 5,924 百万円
	予定件数(13mm口径換算)(件/年)(B) 8,351 件
	13mm～25mm口径単価(円/件)※ 700,000 円 (← 現行単価150,000 円)

※万円単位未満切捨て

本市の方針

- 隣接する東京都には加入金制度がなく、横浜市の加入金について、おおよそ一般家庭で用いられる水道メーター口径13mm～25mmの区分の額は本市の半額である中、更に加入金を引き上げることは、関係者への理解を得ることが困難である。
- したがって、**本算定期間では、加入金の額を据え置くことを基本方針とし、水道料金改定と合わせて決定していく。**
- 今後も引き続き、他都市の動向に注視しつつ、財政状況を勘案しながら、加入金の在り方について検討する。

2 料金・使用料水準の算定

2-2 水道料金水準の算定

■ 水道事業の財政収支見通し

料金算定期間
(委員会からの提言)

百万円

区分	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
		決算	R8予算書掲載ベース	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
収益的収支	収益的収入	31,675	30,772	31,187	29,972	29,757	29,679	29,727	29,666	29,512	29,426
	水道料金	24,325	23,084	23,424	22,768	22,595	22,469	22,447	22,326	22,142	21,988
	その他	7,350	7,688	7,763	7,203	7,162	7,210	7,280	7,340	7,371	7,438
	収益的支出	30,018	30,375	32,843	32,139	32,708	33,632	34,353	35,100	36,029	36,726
	人件費	4,813	4,728	6,082	5,103	5,241	5,399	5,553	5,704	5,871	6,034
	受水費	8,011	8,087	8,139	8,139	8,130	8,145	8,201	8,323	8,266	8,286
	委託料	4,124	4,096	4,426	4,499	4,501	4,642	4,706	4,792	4,997	4,991
	修繕費等	2,272	2,214	2,181	2,387	2,627	2,530	2,236	2,253	2,374	2,548
	動力費	320	276	344	326	326	326	336	335	335	335
	薬品費	225	304	315	235	240	245	250	255	260	265
	負担金	967	1,132	1,480	1,033	1,054	1,075	1,098	1,118	1,140	1,101
	減価償却費等	7,201	7,522	7,800	8,183	8,448	8,811	9,275	9,630	9,884	10,059
	支払利息等	873	950	1,215	1,253	1,424	1,616	1,793	1,961	2,119	2,235
その他	1,212	1,066	861	981	718	844	905	730	782	871	
当年度純利益(A)	1,657	397	▲ 1,656	▲ 2,167	▲ 2,951	▲ 3,953	▲ 4,626	▲ 5,434	▲ 6,517	▲ 7,299	
資本的収支	資本的収入	7,455	6,343	10,289	8,618	8,976	8,131	7,385	7,019	5,762	6,053
	企業債	7,079	6,016	9,261	7,825	8,089	7,217	6,603	6,285	5,000	5,277
	負担金ほか	376	327	1,028	793	887	914	782	734	762	776
	資本的支出	17,437	17,739	22,090	23,443	24,130	22,092	20,489	19,709	16,605	17,359
	建設改良費	13,898	14,271	18,522	19,919	20,652	18,463	16,784	15,927	12,729	13,416
	企業債償還金	3,516	3,401	3,455	3,419	3,373	3,523	3,600	3,677	3,770	3,837
	その他	24	66	113	105	105	105	105	105	105	105
資本的収支差額(B)	▲ 9,982	▲ 11,396	▲ 11,800	▲ 14,824	▲ 15,154	▲ 13,961	▲ 13,104	▲ 12,690	▲ 10,843	▲ 11,306	
当年度発生分補填財源(C)	7,598	7,442	8,644	9,411	9,760	9,925	10,232	10,510	10,481	10,719	
当年度資金収支(A)+(B)+(C)	▲ 727	▲ 3,556	▲ 4,813	▲ 7,580	▲ 8,346	▲ 7,989	▲ 7,498	▲ 7,614	▲ 6,879	▲ 7,886	
累積資金残高	14,411	10,855	6,042	▲ 1,538	▲ 9,884	▲ 17,873	▲ 25,371	▲ 32,985	▲ 39,864	▲ 47,750	

※収益的収支は税抜額、資本的収支は税込額

※端数処理の関係上、表中数値の加算又は減算の額が表記と一致しない場合がある

※修繕費等は「修繕費」と「工事請負費」、減価償却費等は「減価償却費」と「固定資産除却費」と「たな卸資産減耗費」、支払利息等は「支払利息及び企業債取扱諸費」

※当年度発生分補填財源(C)は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び退職給付引当金の増減額

※累積資金残高は、過年度からの資金収支(当年度純利益(A)+資本的収支差額(B)+当年度発生分補填財源(C))の累積額で、実質的な手元資金の残高

※令和7年度は、令和8年度予算書掲載の予定損益計算書又は予定貸借対照表をベースとした額

料金改定をしない場合、
R8以降純損失が発生し、
R9以降資金不足が発生する。

■ 水道料金の改定率の算定条件

項目	委員会からの提言	本市の方針
料金算定期間(※1)	<p>令和9年4月に改定を行うものとし、料金算定期間は令和9年度から11年度までの3年間とすべきである。</p>	<p>提言のとおり</p>
確保すべき資金	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付引当金(※2)の趣旨を踏まえ、料金算定期間末に確保すべき資金の下限は、算定期間末退職給付引当金の額とすべきである。 さらに、料金の安定性の観点から、算定期間末退職給付引当金と算定期間前年度末資金残高を比べ、後者の額が多い場合は、その額を算定期間末に確保すべき資金の目安とすべきである。 	<p>提言のとおり</p>

※1 料金水準、改定率を算定する期間

※2 退職給付引当金は、職員に将来支払う退職手当のうち、当該年度末までに債務が発生し、仮に、年度末時に職員全員が退職した場合に支払うべき額の総額。総務省の基本通知(昭和27年自乙発245号)十三(五)において、「引当金については、これに見合うものとして企業内部に留保された資金を、建設改良費等の財源としてみだりに使用することは避けるべき」とされている。

■ 水道料金の改定率の算定条件

項目	委員会からの提言	本市の方針
企業債残高	<p>・企業債残高対給水収益比率(※)が400%以下となるようにしていくべき</p> <p>※算式</p> $\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100 (\%)$ <p>・類似団体と比較して同比率が高いことから、将来的に類似団体の平均値を目標に据え、企業債残高の管理等に取り組むべき</p>	<p>企業債残高対給水収益比率の算出に当たり、算式上分子となる企業債残高を、水道事業会計において元利償還額を負担しない分(※)を除いた額とした上で、比率を400%以下となるようにする。</p> <p>※元利償還額を一般会計繰入金で賄う<u>川崎縦貫道路関連施設整備事業及び災害・安全対策事業費出資金(予定)</u>の企業債分(これら事業に対する企業債充当率は100%)</p>

■ 水道料金の改定率の算定

委員会からの提言

- 安定給水を確保し、市民生活の安全・安心を支える水道の管路、施設の適切な維持管理に向けた安定的な経営基盤を構築する観点において必要な改定率は36%である。
- 川崎市において、料金改定の具体的な検討を行う際は、安定的な経営基盤を構築する観点のみならず、低廉な生活用水への配慮とのバランスも考慮すべきである。
- 昨今の事業環境の変化は著しく、今後の事業の見通しについては不明な点も多いことから、料金改定の必要性は、事業計画の見直しのタイミングなどを捉え、定期的に検証していくべきである。

企業債充当率	料金改定率 ※工業用水道事業 への給水分を除く。	企業債残高対 給水収益比率(R11)	純損失発生年度	累積資金不足 発生年度
R9~R11 45% R12~ 40%	36%	359.3%	R15年度	R17年度

本市の方針

- 安定的な経営基盤の構築と低廉な生活用水への配慮とのバランスを考慮し、次により改定率を抑制
- 企業債借入額の増額（企業債残高対給水収益比率については、一般会計からの繰入により水道事業会計において元利償還額を負担しない企業債分を除外し、算出することにより、提言にある「400%以下」を達成）
- 料金改定サイクルの短期化（次期料金改定想定年度：【委員会】R15~R17年度→【本市方針】R12~R14年度）

企業債充当率	料金改定率 ※工業用水道事業 への給水分を除く。	企業債残高対 給水収益比率(R11)	純損失発生年度	累積資金不足 発生年度
R9~R11 54%(※) R12~ 40%(※)	20%台前半	425.9% (399.9%※)	R12年度	R14年度

※値の算出に当たり、水道事業会計において元利償還額を負担しない企業債分を除外した場合

■ 下水道事業の財政収支見通し

使用料算定期間
(委員会からの提言)

百万円

区分	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
		決算	R8予算書 掲載ベース	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
収益的収支	収益的収入	42,304	42,990	43,300	44,002	44,034	43,803	44,402	43,633	43,698	43,611
	下水道使用料	21,909	22,031	21,977	21,754	21,545	21,375	21,215	21,046	20,827	20,632
	一般会計負担金等	11,990	12,416	13,085	13,357	13,960	14,410	15,085	15,538	15,814	16,110
	その他	8,405	8,543	8,239	8,892	8,529	8,018	8,102	7,050	7,058	6,869
	収益的支出	39,740	41,160	43,190	44,964	45,842	45,963	47,232	47,484	48,507	49,246
	人件費	2,939	3,192	3,565	3,027	3,115	3,209	3,306	3,402	3,502	3,604
	委託料	2,674	3,011	3,475	3,058	3,248	3,282	3,160	3,391	3,364	3,467
	修繕費等	1,998	2,464	2,725	4,087	3,826	3,551	3,833	2,990	3,086	3,209
	動力費	2,314	1,992	2,167	2,321	2,373	2,373	2,444	2,460	2,460	2,491
	薬品費	557	600	718	588	600	612	624	637	654	667
	負担金	1,917	1,969	2,063	1,948	2,066	2,108	2,150	2,193	2,237	2,281
	減価償却費等	24,184	24,513	24,635	25,464	25,674	25,501	25,434	25,544	26,043	25,837
	支払利息等	1,841	1,973	2,429	2,895	3,517	4,365	5,100	5,678	6,183	6,757
	その他	1,314	1,445	1,414	1,576	1,421	962	1,180	1,188	978	932
当年度純利益(A)	2,564	1,830	111	▲ 962	▲ 1,808	▲ 2,160	▲ 2,830	▲ 3,850	▲ 4,809	▲ 5,635	
資本的収支	資本的収入	38,306	40,416	42,186	49,916	45,333	43,166	44,001	42,696	44,356	43,734
	企業債	30,053	28,536	33,659	40,801	38,441	35,674	32,722	32,873	32,212	34,070
	国庫補助金	7,564	5,708	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	負担金ほか	690	6,172	3,527	4,115	1,893	2,493	6,279	4,823	7,144	4,665
	資本的支出	59,512	60,462	61,076	68,711	64,383	62,210	62,731	61,457	63,197	63,565
	建設改良費	24,344	24,640	23,000	28,000	28,000	28,000	29,000	29,000	29,000	29,000
	企業債償還金	31,934	32,240	33,131	35,041	30,408	28,146	28,258	27,095	28,874	29,359
	その他	3,234	3,581	4,945	5,670	5,975	6,064	5,473	5,362	5,324	5,206
資本的収支差額(B)	▲ 21,206	▲ 20,046	▲ 18,890	▲ 18,796	▲ 19,050	▲ 19,044	▲ 18,729	▲ 18,761	▲ 18,841	▲ 19,830	
当年度発生分補填財源(C)	18,076	18,908	18,731	20,016	20,285	20,299	20,471	20,672	21,164	21,147	
当年度資金収支(A)+(B)+(C)	▲ 566	692	▲ 48	258	▲ 573	▲ 905	▲ 1,089	▲ 1,939	▲ 2,487	▲ 4,319	
累積資金残高	6,828	7,519	7,471	7,730	7,157	6,252	5,164	3,225	738	▲ 3,582	

※収益的収支は税抜額、資本的収支は税込額

※端数処理の関係上、表中数値の加算又は減算の額が表記と一致しない場合がある

※修繕費等は「修繕費」と「工事請負費」、減価償却費等は「減価償却費」と「固定資産除却費」、支払利息等は「支払利息及び企業債取扱諸費」

※当年度発生分補填財源(C)は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び退職給付引当金の増減額

※累積資金残高は、過年度からの資金収支(当年度純利益(A)+資本的収支差引(B)+補填財源等(C))の累積額で、実質的な手元資金の残高

※令和7年度は、令和8年度予算書掲載の予定損益計算書又は予定貸借対照表をベースとした額

使用料改定をしない場合、
R9以降純損失が発生し、
R15以降資金不足が発生する。

■ 下水道使用料の改定率の算定条件

項目	委員会からの提言
使用料算定期間(※1)	令和9年4月に改定を行うものとし、使用料算定期間は令和9年度から11年度までの3年間とすべきである。
確保すべき資金	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給付引当金(※2)の趣旨を踏まえ、使用料算定期間末に確保すべき資金の下限は、算定期間末退職給付引当金の額とすべきである。 ・さらに、使用料の安定性の観点から、算定期間末退職給付引当金と算定期間前年度末資金残高を比べ、後者の額が多い場合は、その額を算定期間末に確保すべき資金の目安とすべきである。

本市の方針
<p>提言のとおり。 ただし、水道料金及び下水道使用料改定の同時実施は市民生活に多大な影響を及ぼすことから、下水道事業の財政状況を踏まえ、下水道使用料については、令和10年4月以降に改定することも視野に入れ、9月議会に向けて最終判断を行うものとする。 なお、令和10年4月以降に改定を行う場合は、使用料算定期間については、その検討の際に決定する。</p>
<p>提言のとおり。 ただし、令和10年4月以降に下水道使用料の改定を行う場合は、その検討の際に決定する。</p>

※1 使用料の水準、改定率を算定する期間

※2 退職給付引当金は、職員に将来支払う退職手当のうち、当該年度末までに債務が発生し、仮に、年度末時に職員全員が退職した場合に支払うべき額の総額。総務省の基本通知(昭和27年自乙発245号)十三(五)において、「引当金については、これに見合うものとして企業内部に留保された資金を、建設改良費等の財源としてみだりに使用することは避けるべき」とされている。

■ 下水道使用料の改定率の算定条件

項目	委員会からの提言	本市の方針
企業債残高	<p>・汚水分については、水道事業同様に、企業債残高対事業規模比率(※)を指標としていくべきである。</p> <p>※算式</p> $\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100 (\%)$ <p>・水道事業同様に企業債残高対事業規模比率の400%以下を将来的な目標とした上、段階的な引下げを行うべきである。</p> <p>・類似団体と比較して、同比率が高いことから、当面の目標としては、類似団体の平均値も参考となる。</p>	提言のとおり

■ 下水道使用料の改定率の算定

委員会からの提言

- 安定的な排水を確保し、市民生活の安全・安心を支える下水道の管きよ、施設の適切な維持管理に向けた安定的な経営基盤を構築する観点において必要な改定率は37%である。
- 川崎市において、使用料改定の具体的な検討を行う際は、安定的な経営基盤を構築する観点のみならず、低廉な生活排水への配慮とのバランスも考慮すべきである。
- 昨今の事業環境の変化は著しく、今後の事業の見通しについては不明な点も多いことから、使用料改定の必要性は、事業計画の見直しのタイミングなどを捉え、定期的に検証していくべきである。

資本費平準化債 発行割合 (汚水分)	建設企業債 充当率	使用料改定率	企業債残高対 事業規模比率(R11)	純損失発生年度	累積資金不足 発生年度
0%	90%	37%	493.5%	R17年度	R20年度以降

本市の方針

- 安定的な経営基盤の構築と低廉な生活排水への配慮とのバランスを考慮し、次により改定率を抑制
- 企業債借入額の増額（企業債残高対事業規模比率については、類似団体平均を当面の目標とした上、提言にある「段階的な引下げ」の実施）
- 使用料改定サイクルの短期化（次期使用料改定想定年度：【委員会】R17年度以降→【本市方針】R12～R15年度）

資本費平準化債 発行割合 (汚水分)	建設企業債 充当率	使用料改定率	企業債残高対 事業規模比率(R11)	純損失発生年度	累積資金不足 発生年度
R9 100% R10 75% R11 50% R12～ 0%	R9～R11 95% R12～ 85%	10%台前半	653.1%	R12年度	R15年度

3

新料金・使用料表（イメージ）

3 - 1 新水道料金表

3 - 2 新下水道使用料表

3 - 3 新旧料金等の比較

3 - 4 新旧料金等の他都市比較

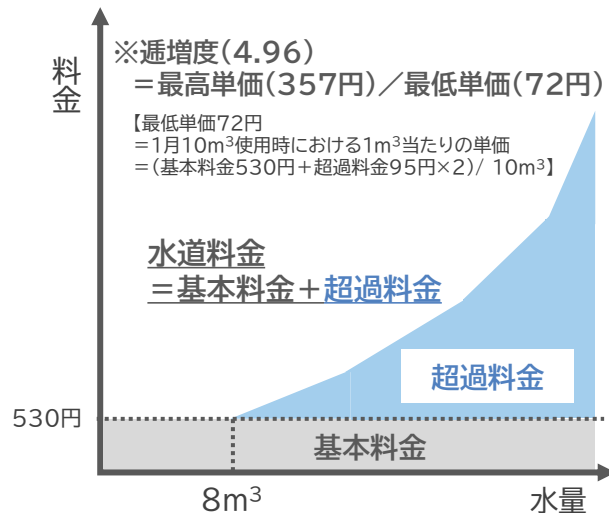
■ 現行の料金表(月額・税抜)

二部料金制

逦増料金制

種別	基本料金	超過料金(1m ³ につき)	
専用給水装置	基本水量制 使用水量8m ³ まで 530円	9m ³ ~ 10m ³	95円
		11m ³ ~ 20m ³	139円
		21m ³ ~ 25m ³	185円
		26m ³ ~ 30m ³	194円
		31m ³ ~ 50m ³	209円
		51m ³ ~ 100m ³	253円
		101m ³ ~ 200m ³	278円
		201m ³ ~ 500m ³	329円
		501m ³ ~ 1,000m ³	343円
		1,001m ³ ~	357円
公衆浴場用	同上	46円	
共用給水装置	使用水量1戸5m ³ まで 260円	46円	

● 水道料金のイメージ(専用給水装置)



※福祉減免

身体障害者世帯、知的障害者世帯
 精神障害者世帯、重複障害者世帯
 要介護高齢者世帯
 の基本料金及び10m³までの
 超過料金を減免

■ 水道料金制度の見直し(仮に平均24%改定をした場合。以下同じ)

項目	委員会からの提言	本市の方針
単一料金制	・口径別料金制への移行に向け検討を進めるべきである。	口径別料金制へ移行
基本水量制	・基本水量制の廃止又は基本水量の引き下げに向けた検討を行うべきである。	基本水量制廃止
逡増料金制	・逡増料金制を継続しつつ逡増度を緩和すべきである。	逡増度を緩和 4.96 → 4.71
水量区画	・水道・下水道のバランスや使用実態を考慮しながら、水量区画は縮小すべきである。	水量区画縮小 10区画 → 8区画
二部料金制	・各使用者の負担割合に配慮しながら、固定費を回収する基本料金の割合を検討すべきである。	基本料金割合の増加 25.6% → 26.7% ※ ※R9～R11の推計

■ 新料金表(24%改定・イメージ)(月額・税抜)

基本水量制を廃止

水量区画を縮小
10区画 → 8区画

種別/口径	基本料金	使用料金 (1 m ³ につき)								
		1~8 m ³	9~10 m ³	11~20 m ³	21~30 m ³	31~100 m ³	101~200 m ³	201~500 m ³	501~ m ³	
一般用	13mm	650円	3円	117円	178円	214円	258円	312円	375円	428円
	20mm									
	25mm									
	40mm	1,450円								
	50mm	1,750円								
	75mm	4,700円								
	100mm	7,000円								
	150mm	20,500円								
	200mm ~	44,000円								
公衆浴場用	650円	3円	56円							
共用給水装置	1戸につき 320円	3円	56円							

料金設定の考え方

- 一般用については、基本水量制の廃止、逡増度の緩和、基本料金割合の増加、水量区画の縮小を踏まえた上で、各口径の平均調定水量における料金改定率が平均改定率の±3%となるように設定
- 公衆浴場用及び共用給水装置については、軽減措置を継続

※福祉減免は、口径13~25mmの基本料金及び10m³までの使用料金を減免額とし、制度を継続

口径別料金制を新たに導入

基本料金の比率を高める。
25.6% → 26.7%

逡増度を緩和
4.96 → 4.71

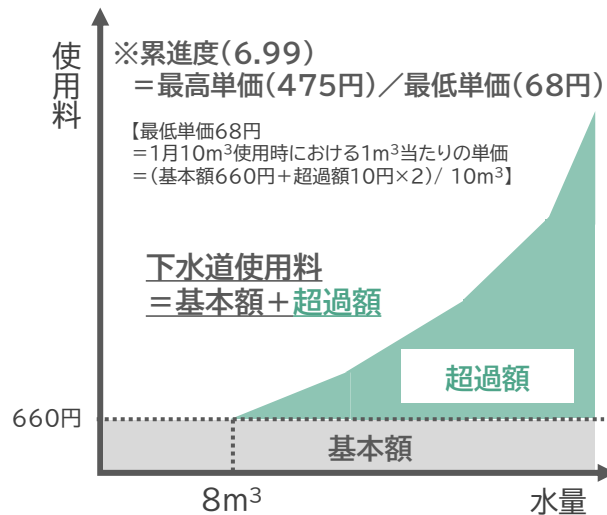
■ 現行の使用料表(月額・税抜)

二部使用料制

累進使用料制

種別	基本額	超過額 (1m ³ につき)	
単一 使用料制 一般汚水	基本水量制 汚水量 8 m ³ まで 660円	9m ³ ~ 10m ³	10円
		11m ³ ~ 20m ³	128円
		21m ³ ~ 30m ³	164円
		31m ³ ~ 50m ³	242円
		51m ³ ~ 100m ³	303円
		101m ³ ~ 200m ³	364円
		201m ³ ~ 600m ³	393円
		601m ³ ~ 2,000m ³	422円
		2,001m ³ ~ 5,000m ³	446円
		5,001m ³ ~	475円
公衆浴場 汚水	汚水量10m ³ まで 110円	11円	
共用汚水	汚水量 1戸 5 m ³ まで 60円	12円	

● 下水道使用料のイメージ(一般汚水)



※福祉減免

身体障害者世帯、知的障害者世帯
 精神障害者世帯、重複障害者世帯
 要介護高齢者世帯
 の基本額及び10m³までの
 超過額を減免

※施設減免

要件に該当する社会福祉施設及び
 病院の使用料に100分の10を乗
 じて得た額を減免

■ 下水道使用料制度の見直し(仮に平均14%改定をした場合。以下同じ)

項目	委員会からの提言	市の方針
基本水量制	・基本水量制の廃止又は基本水量の引き下げに向けた検討を行うべきである。	基本水量制廃止
累進使用料制	・累進使用料制を継続しつつ累進度を緩和すべきである。	累進度を緩和 6.99 → 6.54
水量区画	・水道・下水道のバランスや使用実態を考慮しながら、水量区画は縮小すべきである。	水量区画縮小 10区画 → 9区画
二部使用料制	・各使用者の負担割合に配慮しながら、固定費を回収する基本額の割合を検討すべきである。	基本額割合の増加 31.2% → 31.3% ※ ※R9～R11の推計

■ 新使用料表(14%改定・イメージ) (月額・税抜)

基本水量制を廃止
 水量区画を縮小
 10区画 → 9区画

種別	基本額	使用額 (1 m ³ につき)	
一般汚水	755円	1m ³ ~ 8m ³	2円
		9m ³ ~ 10m ³	9円
		11m ³ ~ 20m ³	145円
		21m ³ ~ 30m ³	184円
		31m ³ ~ 50m ³	275円
		51m ³ ~ 100m ³	344円
		101m ³ ~ 200m ³	413円
		201m ³ ~ 2,000m ³	461円
		2001m ³ ~	516円
公衆浴場汚水	汚水量10m ³ まで 110円	11円	

基本額の比率を高める。
 31.2% → 31.3%

累進度を緩和
 6.99 → 6.54

使用料設定の考え方

- 一般汚水については、基本水量制の廃止、累進度の緩和、基本使用料割合の増加、水量区画の縮小を踏まえた上で、水道料金の改定率の設定に倣い、水道メーターの各口径の平均調定水量を用い、その各水量における使用料の改定率が平均改定率の±3%となるように設定
- 公衆浴場汚水については、軽減措置を継続するものとし、県内隣接都市との均衡を図り、使用料を据え置き
- 共用汚水については、該当する使用者がいないため廃止

※福祉減免、施設減免は、ともに制度を継続








3 新料金・使用料表 (イメージ)

3-3 新旧料金等の比較

上下共通

25

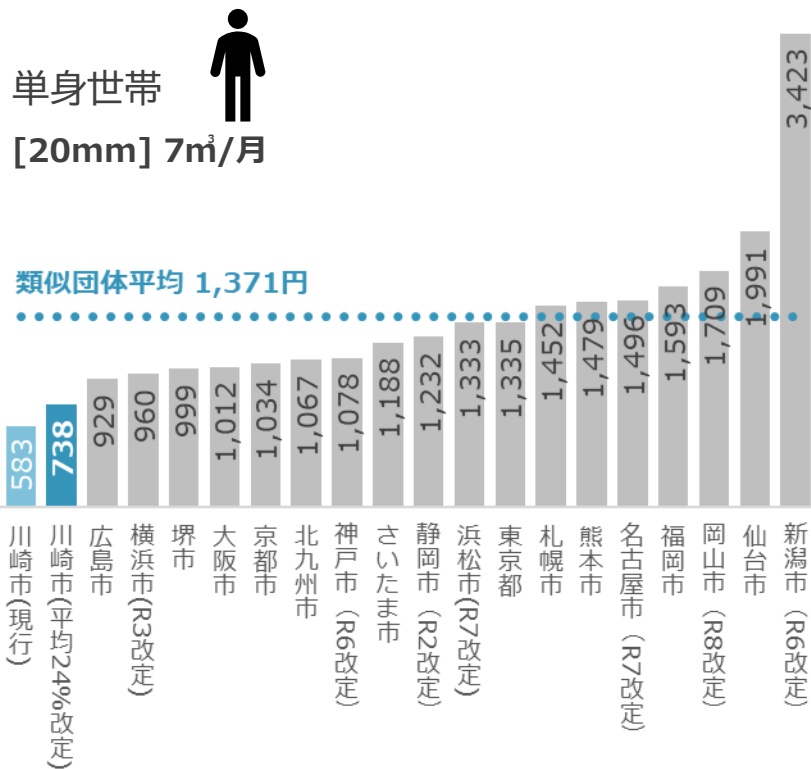
(月額・税込)

使用水量※	現行料金・使用料		上下合計	改定後 (水道24%、下水道14%)	
				上:金額/下:増減の額 (改定率)	上下合計
 単身世帯 [20mm] 7m ³ /月	水道	583円	1,309円	738円	1,583円 274円 (20.9%)
	下水道	726円		155円(26.6%) 845円 119円(16.4%)	
 二人世帯 [20mm] 14m ³ /月	水道	1,403円	2,714円	1,782円	3,287円 573円 (21.1%)
	下水道	1,311円		379円(27.0%) 1,505円 194円(14.8%)	
 三人世帯 [20mm] 21m ³ /月	水道	2,524円	4,860円	3,192円	5,857円 997円 (20.5%)
	下水道	2,336円		668円(26.5%) 2,665円 329円(14.1%)	
 四人世帯 [20mm] 24m ³ /月	水道	3,135円	6,012円	3,898円	7,170円 1,158円 (19.3%)
	下水道	2,877円		763円(24.3%) 3,272円 395円(13.7%)	
 保育園など [40mm] 59m ³ /月	水道	11,508円	23,791円	14,421円	28,363円 4,572円 (19.2%)
	下水道	12,283円		2,913円(25.3%) 13,942円 1,659円(13.5%)	
 学校など [50mm] 65m ³ /月	水道	13,178円	27,461円	16,453円	32,665円 5,204円 (19.0%)
	下水道	14,283円		3,275円(24.9%) 16,212円 1,929円(13.5%)	
 工場など [150mm] 3,950m ³ /月	水道	1,509,183円	3,354,642円	1,839,200円	3,933,686円 579,044円 (17.3%)
	下水道	1,845,459円		330,017円(21.9%) 2,094,486円 249,027円(13.5%)	

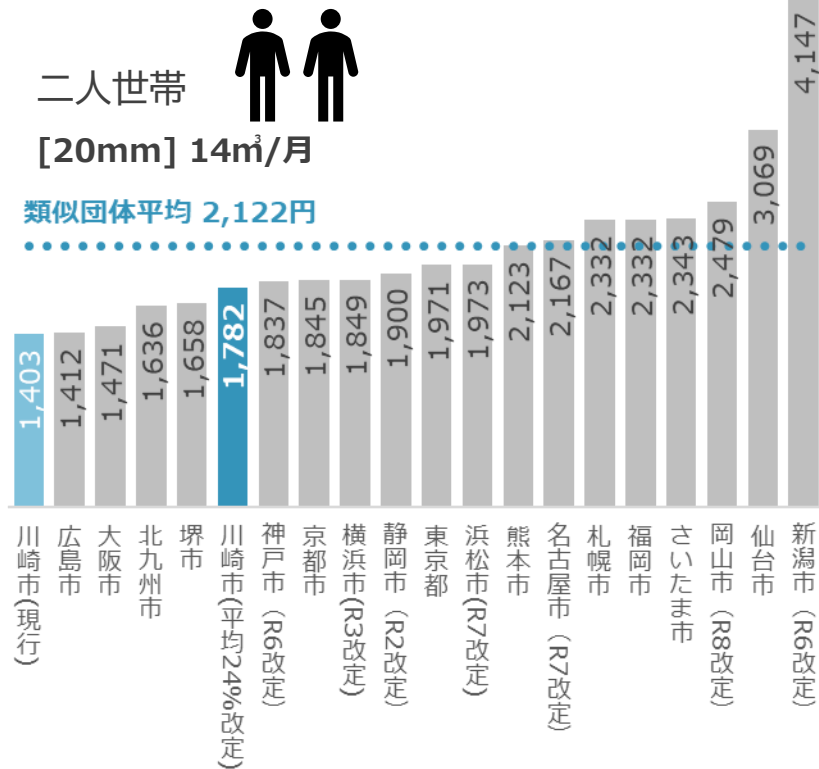
※単身世帯、二人世帯、三人世帯、四人世帯の使用水量はR7市内アンケート調査の結果、その他の使用水量は口径ごとの平均調定水量(以下同じ)

■ 類似団体※における水道料金比較

(円・月額・税込)



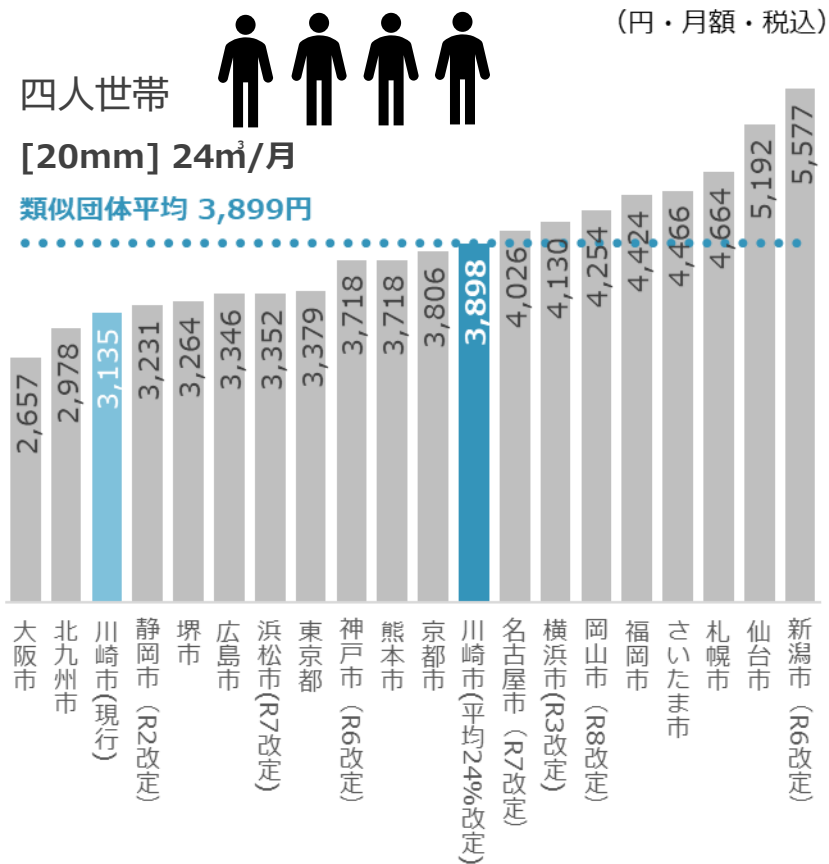
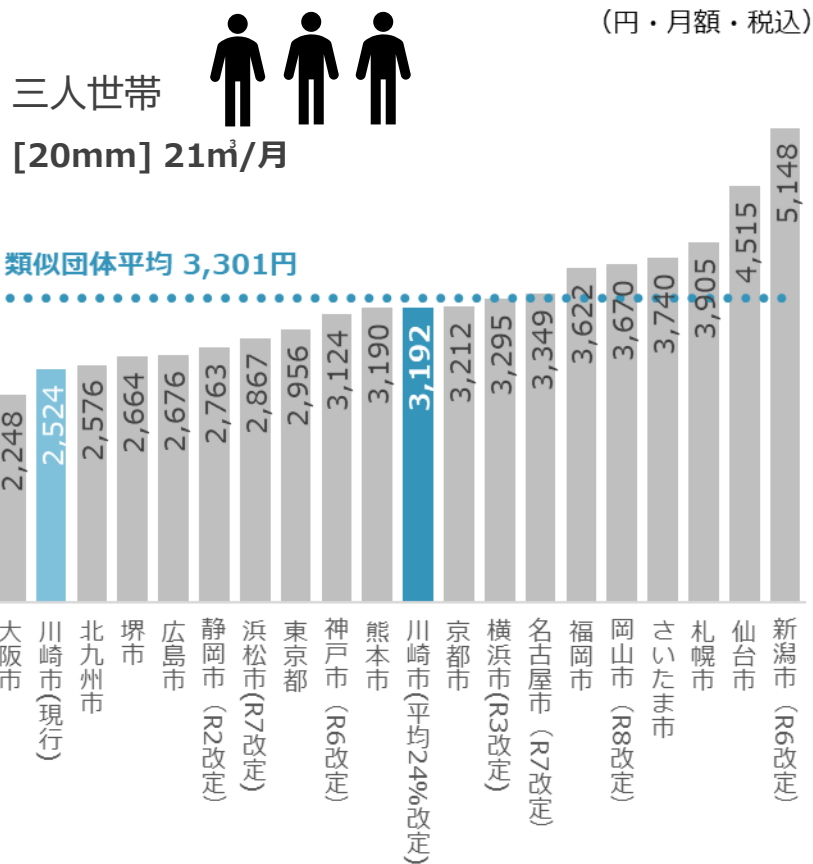
(円・月額・税込)



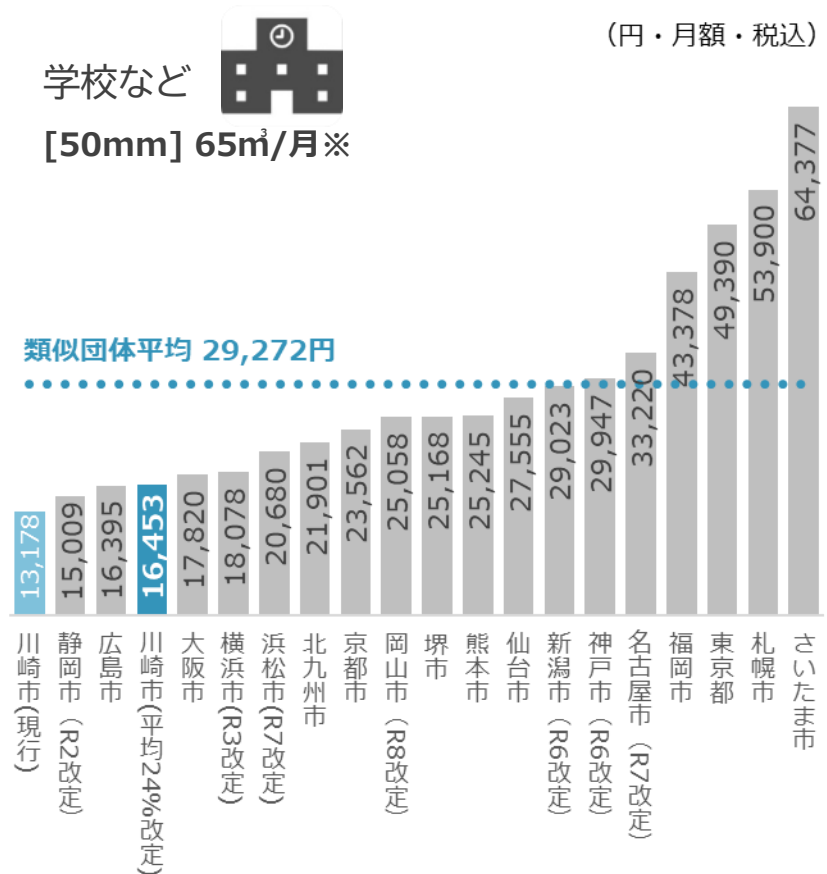
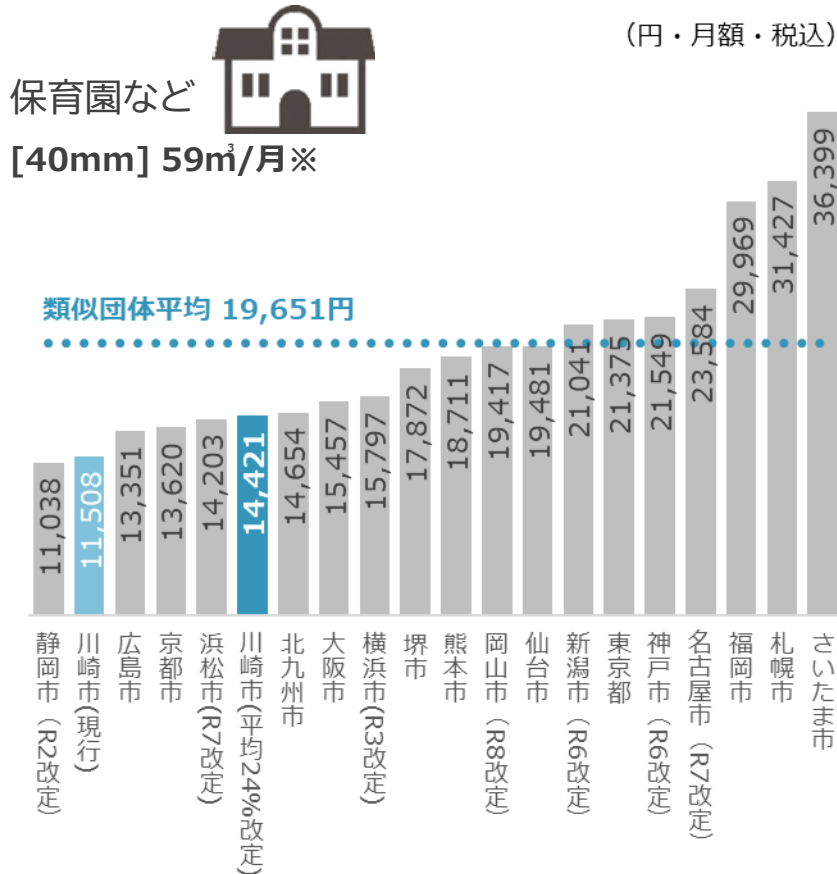
川崎市上下水道局調べ(R8.4時点)

※ 類似団体とは、政令指定都市(大部分が県営水道である千葉市と相模原市を除く。)及び東京都のこと(19都市。以下同じ)。

■ 類似団体における水道料金比較

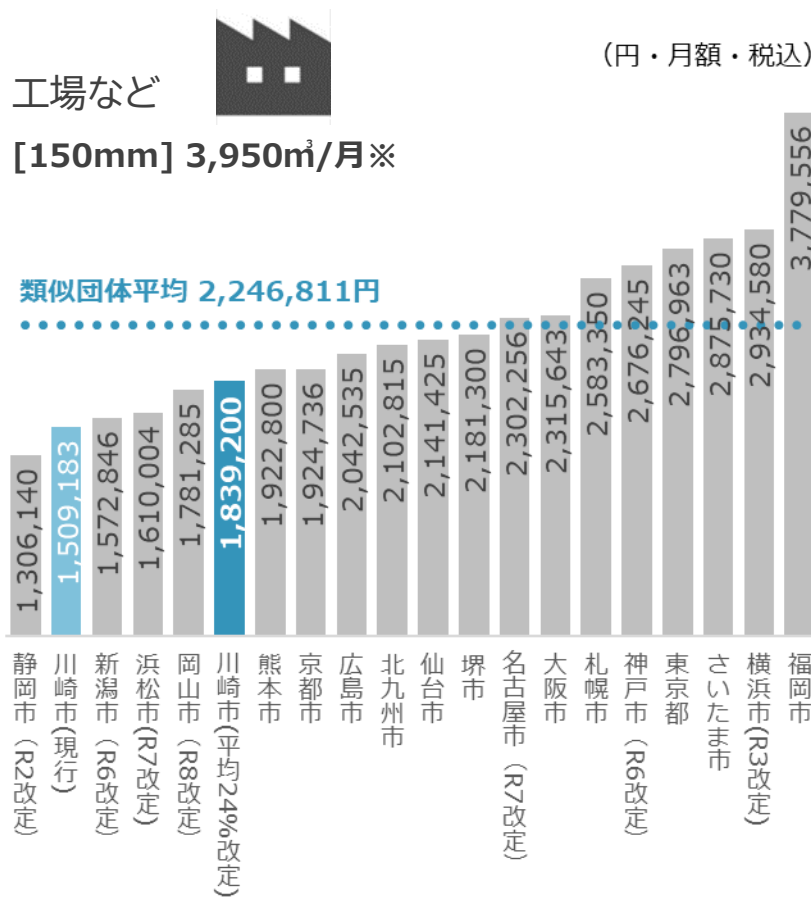


■ 類似団体における水道料金比較



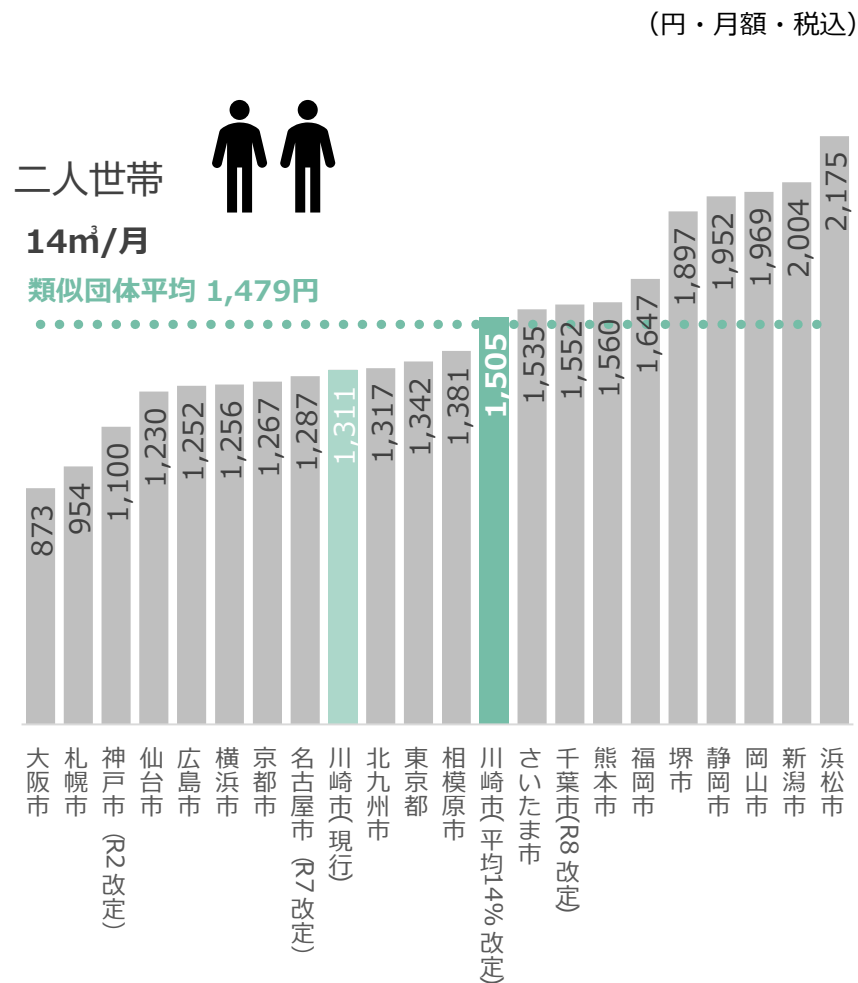
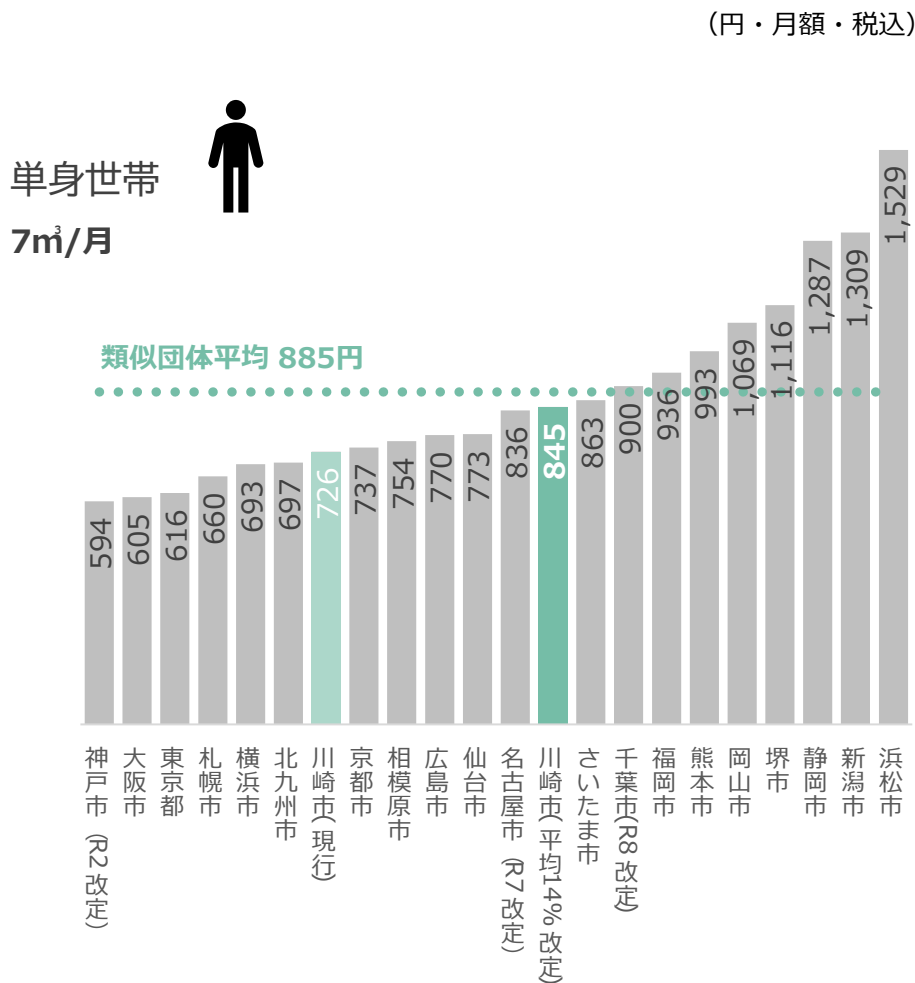
※業務用料金がある都市は業務用料金を掲載

■ 類似団体における水道料金比較



※業務用料金がある都市は業務用料金を掲載

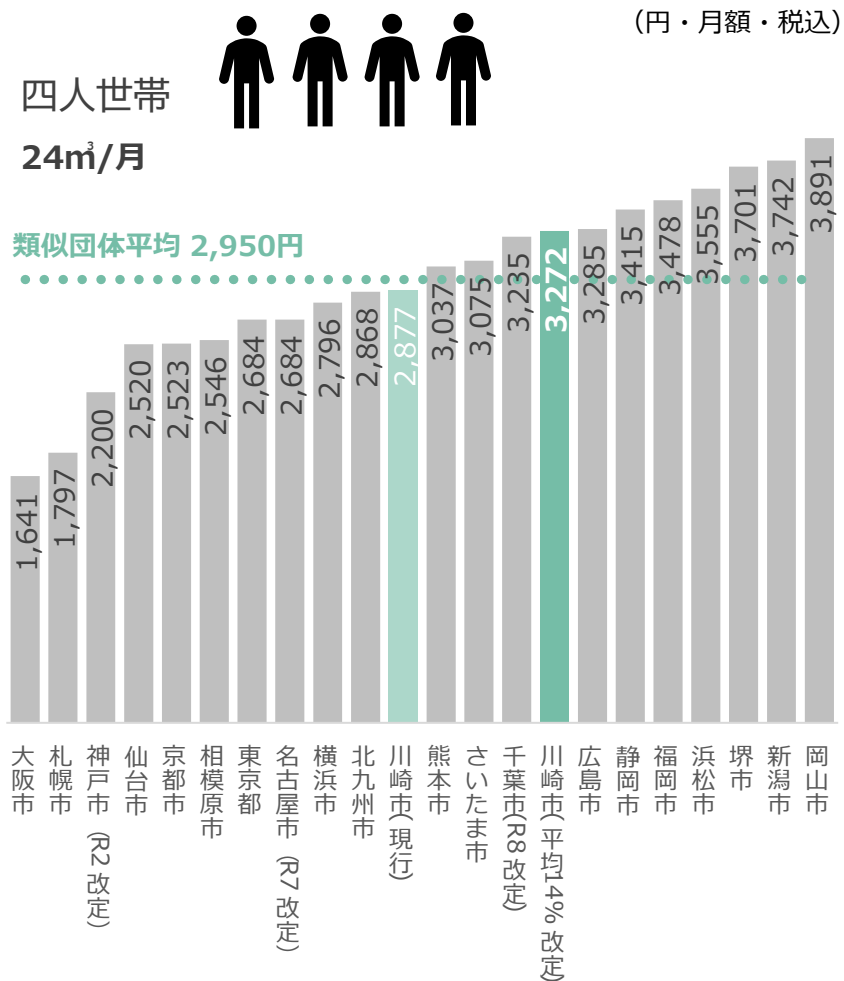
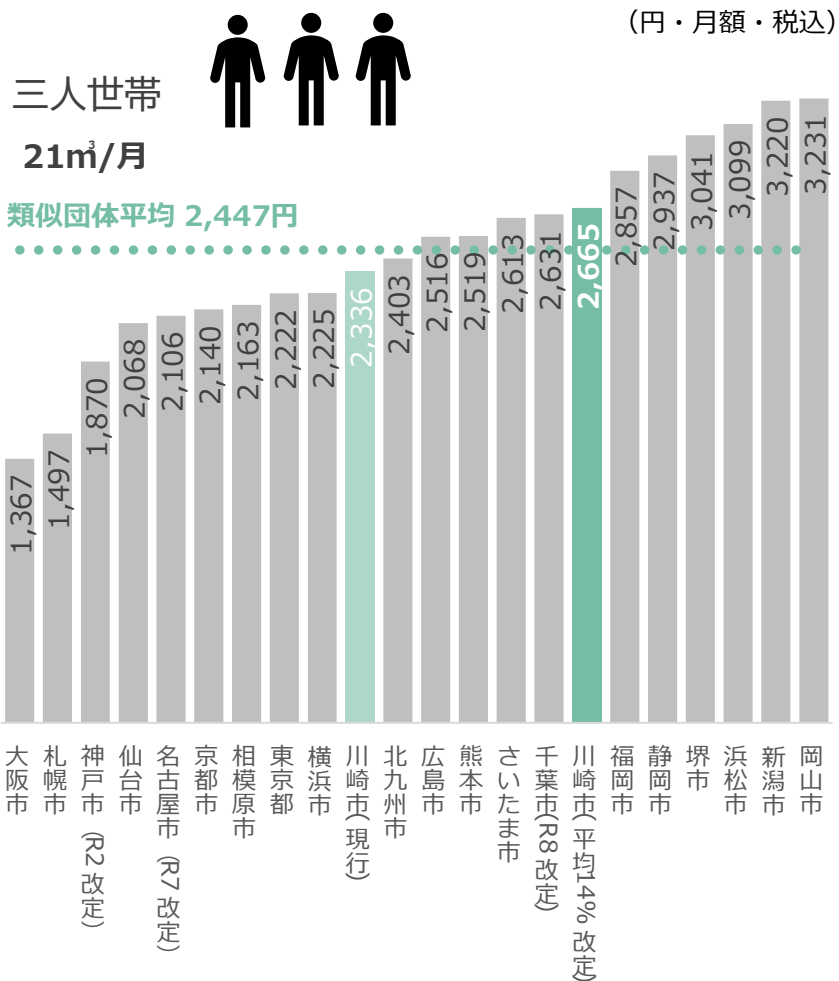
■ 類似団体※における下水道使用料比較



川崎市上下水道局調べ (R8.4時点)

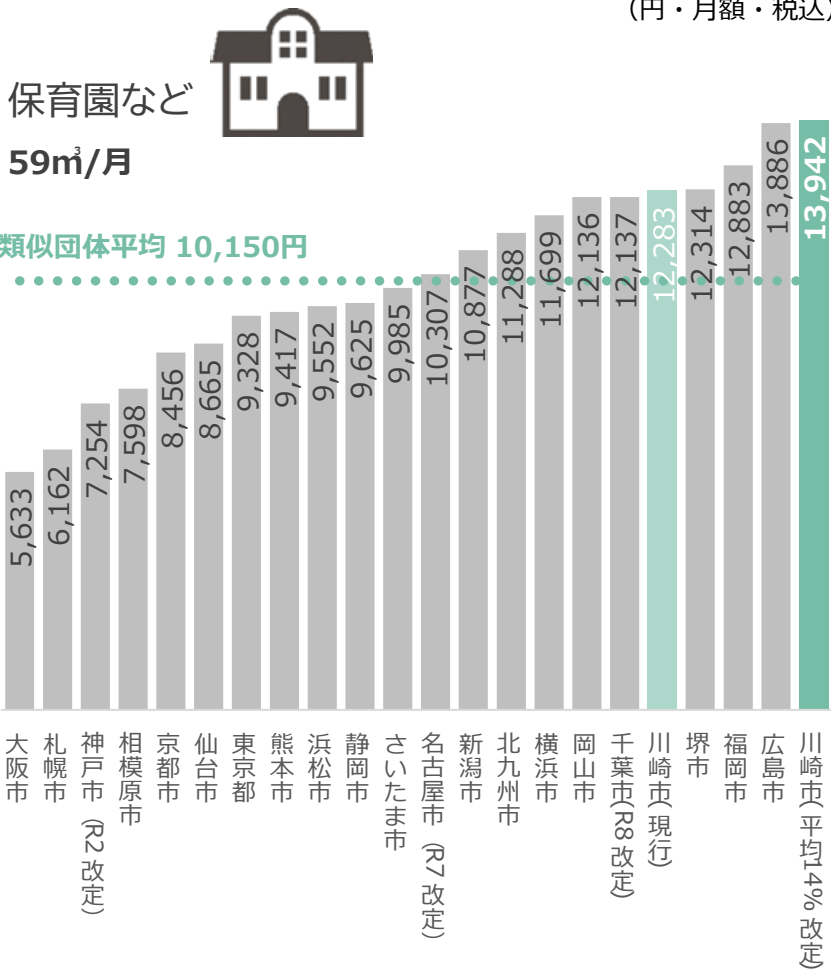
※ 類似団体とは、政令指定都市及び東京都のこと(21都市。以下同じ)。

■ 類似団体における下水道使用料比較

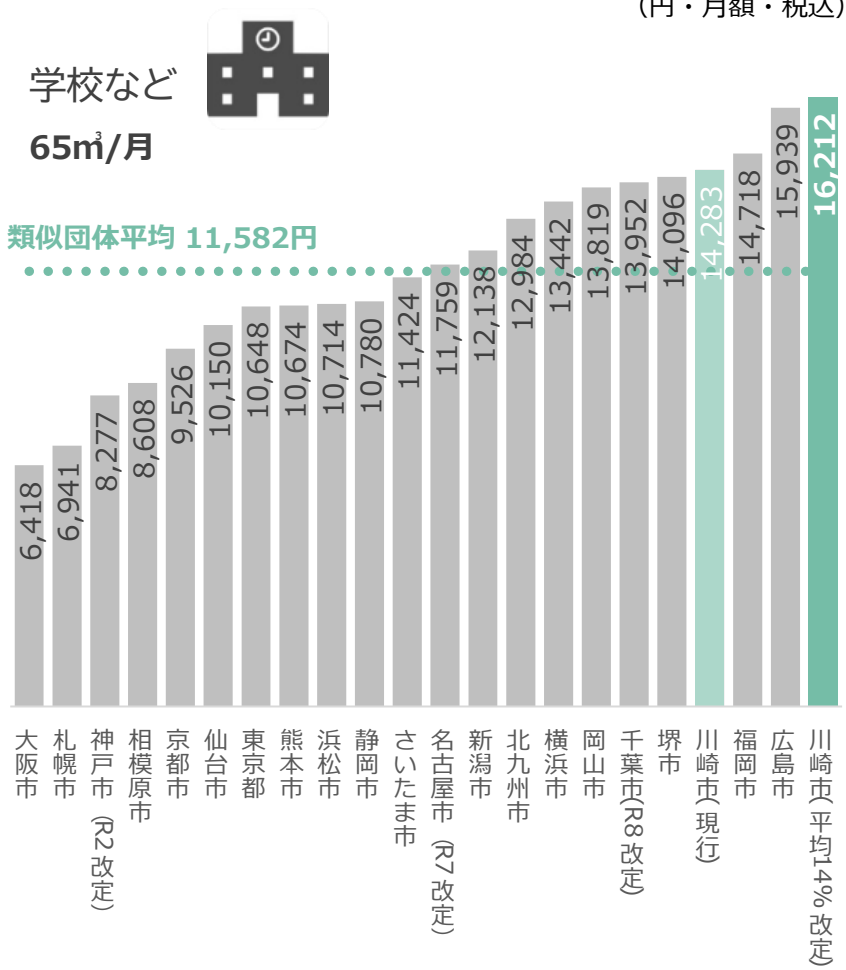


■ 類似団体における下水道使用料比較

(円・月額・税込)

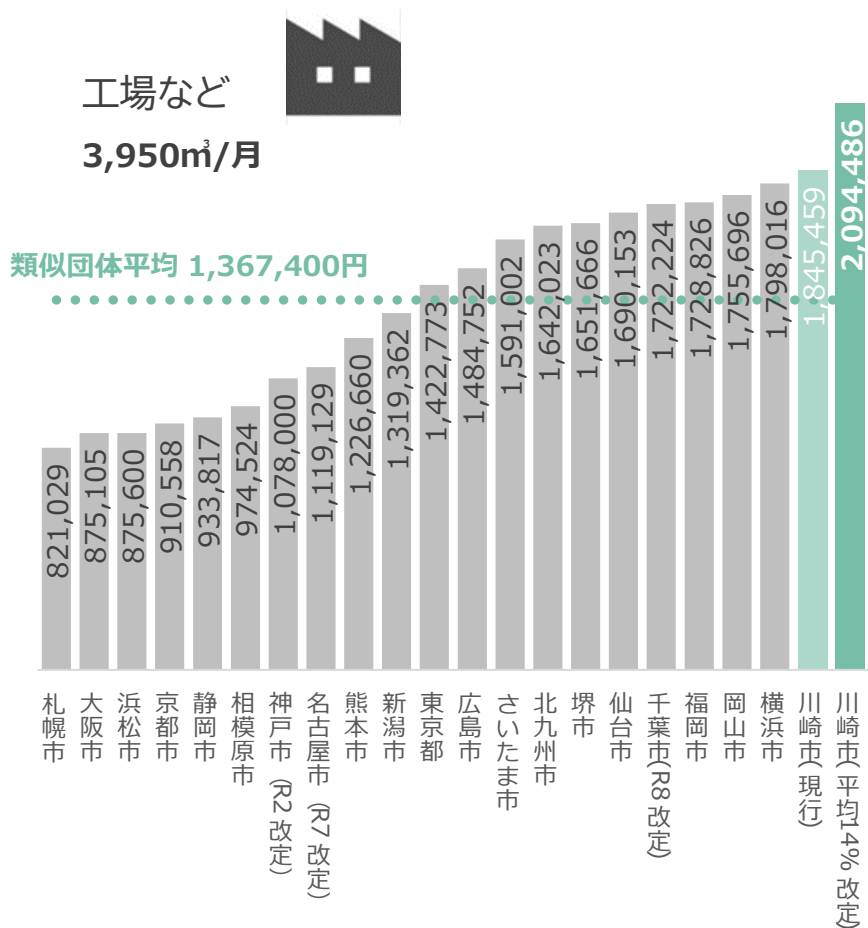


(円・月額・税込)



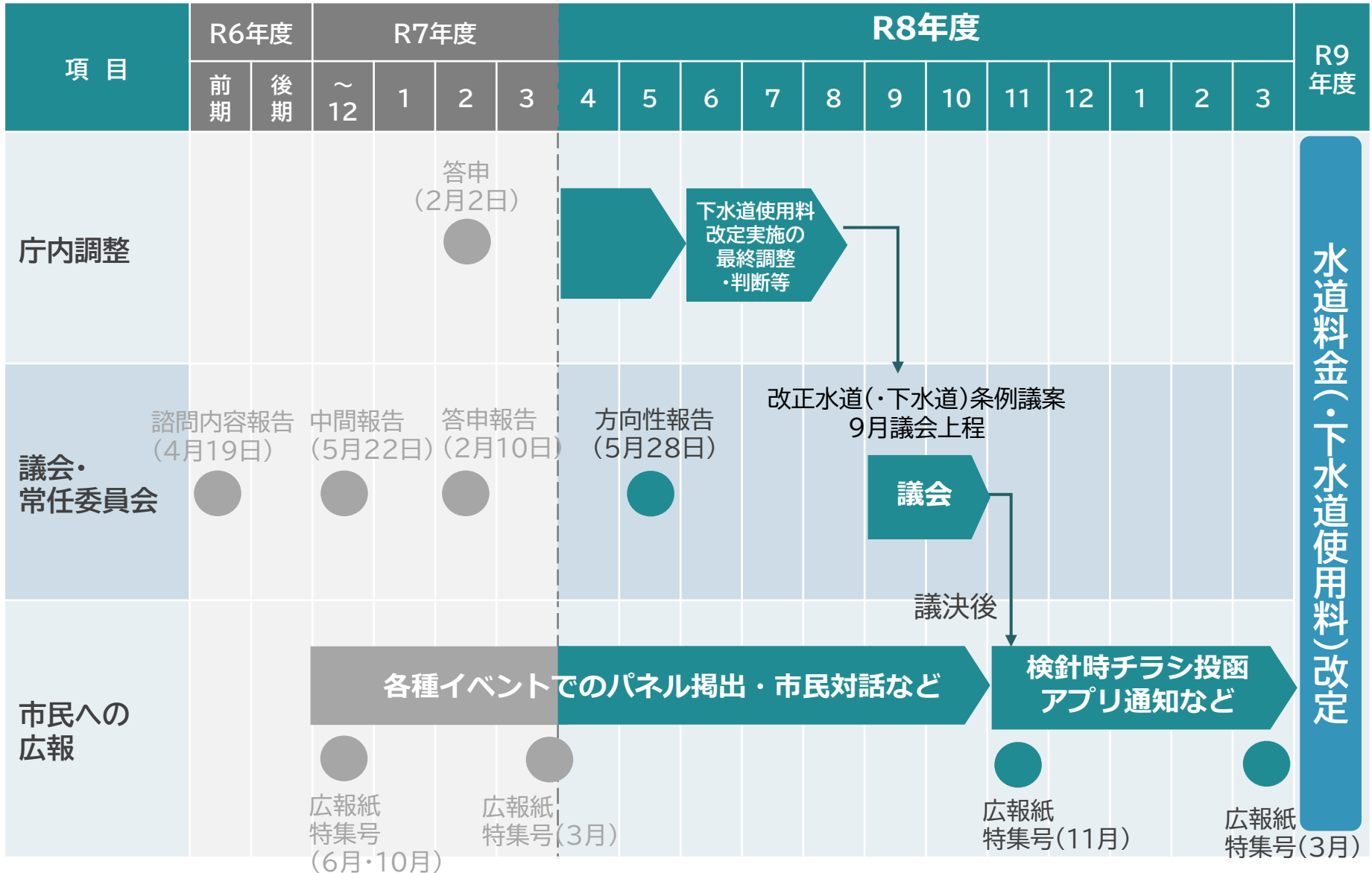
■ 類似団体における下水道使用料比較

(円・月額・税込)



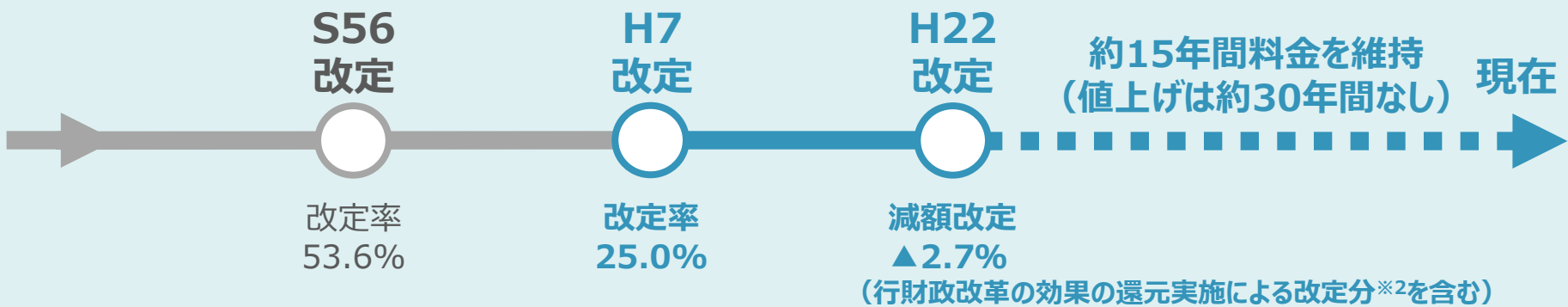
4

スケジュール

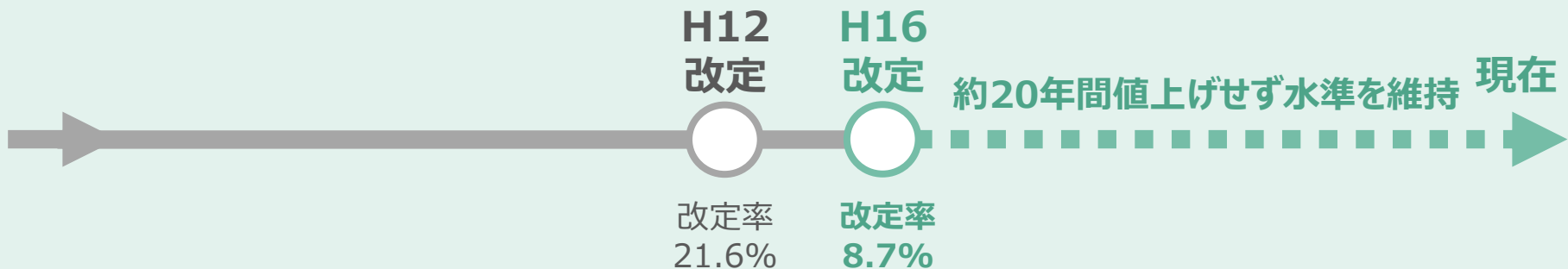


參考資料

水道



下水



※1 消費税率の改定によるものは除く。

※2 平成22年4月1日から平成28年3月31日まで行財政改革効果の還元として1月当たり50円(税抜)の引下げを実施(水道料金特例措置)

■ 委員名簿（敬称略 令和8年1月時点）

	委員名	役職名
学識経験者	磯貝 和敏	公認会計士
	井出 多加子	成蹊大学経済学部 名誉教授
	鎌田 素之	関東学院大学理工学部 准教授
	齋藤 利晃（副委員長）	日本大学理工学部 教授
	長岡 裕（委員長）	東京都市大学建築都市デザイン学部 名誉教授
	中野 英夫	専修大学経済学部 教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部 教授
団体推薦	見山 謙一郎	昭和女子大学人間社会学部 教授
	石山 一可	川崎商工会議所 副会頭
	岩澤 達夫	川崎市全町内会連合会 理事
	島田 典子	国際ソロプチミスト川崎 アシスタントトレジャラー
	館 克則	川崎地域連合 事務局長
公募	平井 めぐみ	川崎市生活協同組合運営協議会 監事
	伊藤 真冬	公募委員
	山下 美穂	公募委員

■ 部会員名簿（敬称略 令和8年1月時点）

	部会員名	役職名
学識経験者	磯貝 和敏	公認会計士
	井出 多加子	成蹊大学経済学部 名誉教授
	鎌田 素之	関東学院大学理工学部 准教授
	齋藤 利晃	日本大学理工学部 教授
	長岡 裕（部会長）	東京都市大学建築都市デザイン学部 名誉教授
	中野 英夫	専修大学経済学部 教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部 教授
	見山 謙一郎	昭和女子大学人間社会学部 教授

■ 審議経過

	開催時期	区分	内容
令和6年度	R6.5.10	R6 第1回委員会	諮問 ・川崎市の水道料金及び下水道使用料の概要 ・料金制度等の改革の必要性 ・事業環境の変化 ・部会の設置と審議スケジュール
	R6.7.4	第1回部会	・上下水道事業の概要、水道料金及び下水道使用料制度の現状と課題
	R6.8.22	第2回部会	・上下水道施設に関する整備（事業）の方向性 ・長期シミュレーションを踏まえた企業債活用の方向性
	R6.10.21	第3回部会	水道料金及び下水道使用料制度の課題（第1回部会で提示）解決に向けた見直しの方向性
	R6.12.26	第4回部会	料金・使用料体系検討の方向性
R7.3.27	第5回部会		
令和7年度	R7.4.28	R7 第1回委員会	中間報告 ・第1回から第5回部会における検討内容の報告
	R7.8.7	第6回部会	今後の財政シミュレーションを踏まえた水道料金水準の検討
	R7.9.2	第7回部会	今後の財政シミュレーションを踏まえた下水道使用料水準の検討
	R7.11.25	第8回部会	これまでの議論の取りまとめ、答申（案）の審議
	R7.12.26	第9回部会	答申（案）の審議
	R8.1.13	R7 第4回委員会	答申（案）の審議

1. あるべき料金・使用料制度

- (1) 口径別料金制への移行【水道】 (2) 基本水量の廃止又は引下げ (3) 通増(累進)度の緩和
- (4) 水量区画の縮小 (5) 基本料金(使用料)の割合の検討

2. 水道利用加入金

- 単価は、40年以上据え置かれているため、料金改定とあわせ再算定を行うべきである。

3. 料金・使用料算定期間の考え方

- 水道料金、下水道使用料ともに令和9年4月に改定を行うものとし、算定期間は令和9年度から11年度までの3年間とすべきである

4. 料金・使用料の改定率

- 安定的な給・排水を確保し、安定的な経営基盤を構築する観点において必要な改定率は次のとおり
【水道】36% 【下水】37%
- 川崎市において、料金・使用料改定の具体的な検討を行う際は、安定的な経営基盤を構築する観点のみならず、低廉な生活用水・排水への配慮のバランスも考慮すべきである。
- 昨今の事業環境の変化は著しく、今後の事業の見通しについて、不明な点も多いことから、料金・使用料改定の必要性は、事業計画の見直しのタイミングなどを捉え、定期的に検証していくべきである。

■ 将来の物価上昇率等の計数

項目		考え方	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
物価上昇率		「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※1」に示されている消費者物価上昇率の「成長移行ケース」値を反映	2.1% (1.4%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)
企業債 借入利率	10年	「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※1」に示されている名目長期金利の「成長移行ケース」値をベースに、過去の金利動向を加味して算出	2.3% (2.1%)	2.5% (2.0%)	2.7% (2.0%)	2.9% (2.0%)	3.0% (1.9%)	3.1% (1.9%)	3.2% (1.9%)
	40年		3.3% (3.1%)	3.5% (3.0%)	3.7% (3.0%)	3.9% (3.0%)	4.0% (2.9%)	4.1% (2.9%)	4.2% (2.9%)
賃金上昇率		「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※1」に示されている賃金上昇率の「成長移行ケース」値を反映	3.1% (1.6%)	3.0% (1.5%)	3.1% (1.4%)	3.1% (1.3%)	3.0% (1.2%)	3.0% (1.2%)	3.0% (1.2%)

※1 令和8年1月22日経済財政諮問会議提出分 ※2 表内の()は「過去投影ケース」値

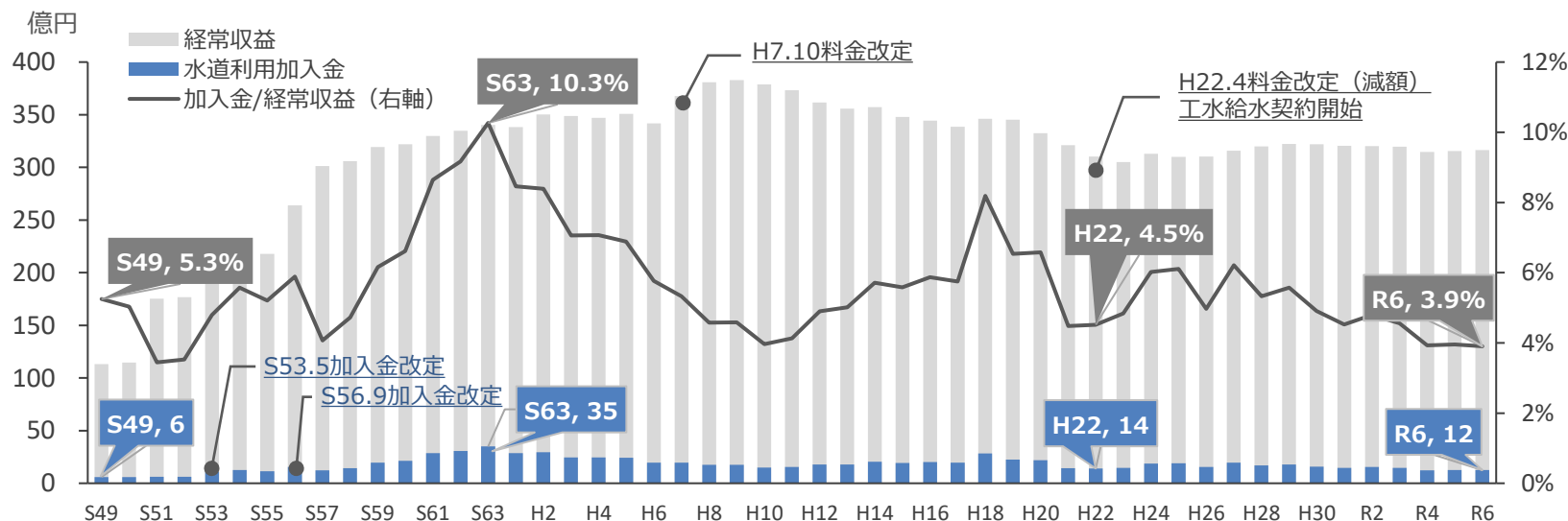
■ 直近の実績

項目	年月	実績
企業物価指数	令和7年平均	前年比 +3.18%
消費者物価指数	令和7年平均	前年比 +3.13%
企業債借入利率	R8.3 銀行10年債(水道)	2.318%
	R8.3 銀行10年債(下水)	2.469%
	R8.3 財政融資40年債(水道)	3.1%
職員の平均給与	令和7年4月	前年比 +3.28%

※企業物価指数・消費者物価指数：日本銀行、総務省の公表データから算出 ※職員の平均給与：川崎市の「職員給与に関する報告及び勧告」関連資料から引用

- 水道メーターを新設し、又はメーターの口径を増す場合に、当該工事の申込者から徴収する制度で、昭和49年度に導入
- 導入当初は新規利用に対応するための拡張事業費を回収することを目的としていたが、平成20年度に、減価償却費を算定基礎とし、過去の建設投資に要した額の一部を新規の水道利用者に負担を求める制度に見直し
- 単価は、昭和56年度増額改定時から現在まで据置き(口径13~25mm(新設):15万円(税抜)など)
- 加入金収入は、昭和63年度の約35億円、経常収益に占める割合は10.3%をピークに減収傾向にあり、令和6年度においては約12億円、経常収益に占める割合は3.9%となっている。
- 「工事申込者(個人)が、引き続き3年以上本市の区域内に住所を有し、自ら居住する建築物に、口径25ミリメートル以下のメーターを設置するときは、徴収しない(水道条例第32条第5項)。」という免除規定がある。

	S49 (制度導入時)	S63 (加入金最高値)	H22 (前回料金改定)	R6 (決算)
経常収益	113.1億円	340.2億円	310.3億円	316.4億円
加入金収入 (経常収益に占める割合)	5.9億円 (5.3%)	34.9億円 (10.3%)	14.0億円 (4.5%)	12.5億円 (3.9%)



※1 政令指定都市(大部分が県営水道である千葉市と相模原市を除く。)及び東京都のこと。(19都市)

類似団体	現行施行年月	口径 13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
札幌市	H 5. 4	56,000	160,000	285,000	-	900,000	1,620,000	4,500,000	9,200,000	26,000,000	※2
仙台市	H 1. 4	98,000	183,000	455,000	700,000	1,410,000	2,420,000	6,500,000	13,300,000	38,000,000	※2
さいたま市	S56. 4	80,000	100,000	500,000	-	1,230,000	2,220,000	6,190,000	10,670,000	34,200,000	82,200,000
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	H 3. 4	150,000 (75,000)※3	150,000 (75,000)※3	150,000 (75,000)※3	-	1,275,000	1,950,000	4,650,000	7,950,000	18,000,000	※2
川崎市	S56. 9	150,000	150,000	150,000	-	1,250,000	1,950,000	4,450,000	7,950,000	17,950,000	※2
新潟市	H 9. 4	40,000	110,000	165,000	-	420,000	660,000	1,400,000	2,680,000	5,360,000	9,467,000
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	R 1. 1	31,000	84,000	143,000	224,000	444,000	767,000	2,070,000	4,250,000	11,700,000	24,200,000
名古屋市(家事用)	S51. 1	20,000	60,000	280,000	-	720,000	1,200,000	2,500,000	4,500,000	10,000,000	18,000,000
京都市	H 2. 4	45,000	90,000	135,000	-	460,000	820,000	2,980,000	9,160,000	25,000,000	53,000,000
大阪市	S59. 5	-	-	-	-	-	-	2,300,000	5,000,000	15,000,000	31,000,000
堺市	H25.12	70,000	70,000	166,000	383,000	720,000	1,250,000	3,600,000	7,450,000	21,360,000	※2
神戸市	S 5.11	40,000	60,000	100,000	-	320,000	540,000	1,460,000	3,000,000	8,000,000	17,000,000
岡山市	H17. 4	110,000	220,000	440,000	-	1,650,000	3,300,000	8,800,000	17,600,000	49,500,000	※2
広島市	S58. 6	50,000	125,000	230,000	-	800,000	1,500,000	4,400,000	8,800,000	24,800,000	52,800,000
北九州市	S56. 7	44,000	72,000	220,000	-	734,000	1,280,000	3,530,000	7,210,000	20,000,000	40,000,000
福岡市	R 1. 1	30,000	70,000	150,000	-	530,000	970,000	2,850,000	6,100,000	16,500,000	31,000,000
熊本市	S59. 4	60,000	120,000	180,000	-	600,000	1,200,000	3,000,000	6,000,000	12,000,000	-

出典：日本水道協会「水道事業の加入金調査票(令和5年4月1日現在)」

※2 管理者が別に定める。

※3 口径25mm以下で用途が一般生活用の戸建住宅及び共同住宅(店舗部分や雑居ビル・事務所などは除く。)については、75,000円

■ 水道事業における効率的な執行体制の整備

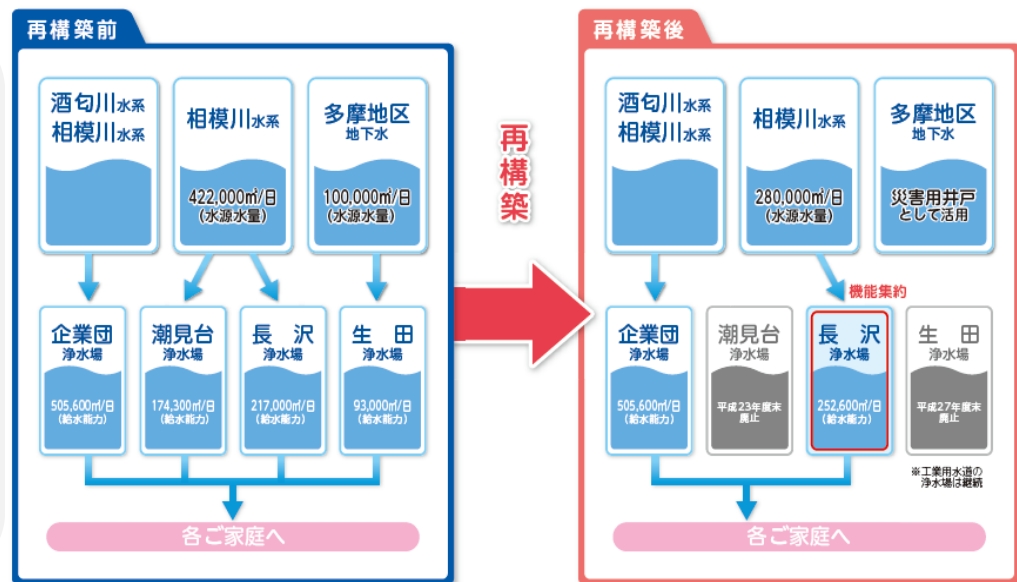
- 職員数は、上下水道局が発足した平成22年度と令和6年度を比較すると、122人の減（▲18.3%）
- 執行体制の効率化の取組により、令和6年度時点で、単年度当たり約11.5億円の財政効果額を確保（削減した職員数に令和6年度の一人当たりの人件費をかけた額。平成22年度と令和6年度の単純な決算額の対比では約6.9億円の減）

年度	職員数 (人)	単年度 増減数(人)	増減数 累計(人)	主な組織整備等
H22	666			
H23	655	▲ 11	▲ 11	営業センターの委託範囲拡大及び配水工事事務所の緊急自動車運転業務の見直しに伴う減員
H24	618	▲ 37	▲ 48	施設再構築事業に伴う潮見台浄水場の廃止による減員
H25	586	▲ 32	▲ 80	上下水道お客さまセンターの開設による委託範囲拡大、契約・検査事務の財政局への移管に伴う減員
H26	577	▲ 9	▲ 89	給水装置センター及び配水工事事務所の現場作業の見直しに伴う減員
H27	575	▲ 2	▲ 91	技術管理業務の再編、配水工事事務所の現場作業の見直しに伴う減員
H28	559	▲ 16	▲ 107	施設再構築事業の完了に伴う工事設計・監督業務及び水質業務の再編による減員
H29	553	▲ 6	▲ 113	営業センターと給水装置センターの再編・統合に伴う減員
H30	552	▲ 1	▲ 114	サービスセンターの再編に伴う減員
H31	548	▲ 4	▲ 118	配水工事事務所の現場作業の見直しに伴う減員
R2	543	▲ 5	▲ 123	自動車運転業務の見直しに伴う減員、コロナ対策強化に伴う局外異動による欠員
R3	546	3	▲ 120	資産マネジメント業務の体制強化に伴う増員、コロナ対策強化に伴う局外異動による欠員の補充
R4	547	1	▲ 119	欠員の補充
R5	544	▲ 3	▲ 122	営業課と下水道使用料担当の再編・統合に伴う減員
R6	544	0	▲ 122	

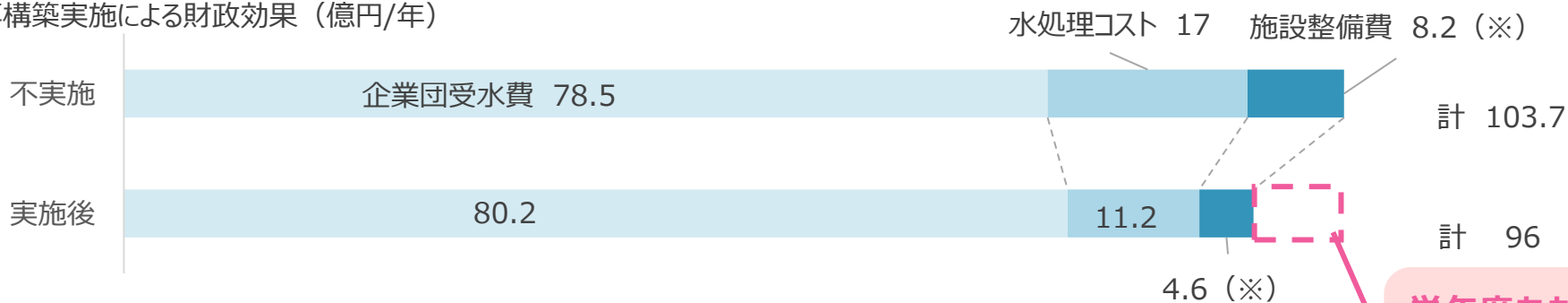
■ 水道事業における再構築事業

- 「給水能力と配水量のかい離」、「経年による施設の老朽化」、「主要施設の耐震性不足」の課題に対し、**給水能力の見直しを主軸とし、健全な経営基盤の確立をめざすもの**として平成18年8月に計画を作成
- 給水能力は、「長期水需要予測に基づく計画1日最大配水量」に「緊急時にも安定給水を確保するための水量」を加味した758,200m³/日にダウンサイジング（再構築前は989,900m³/日）
- ダウンサイジングにあたっては、**施設能力増強と耐震化を行ったうえで、長沢浄水場へ機能を集約**
- 財政効果額としては、**単年度当たり約7.7億円**を確保

再構築計画による浄水場統廃合



再構築実施による財政効果（億円/年）



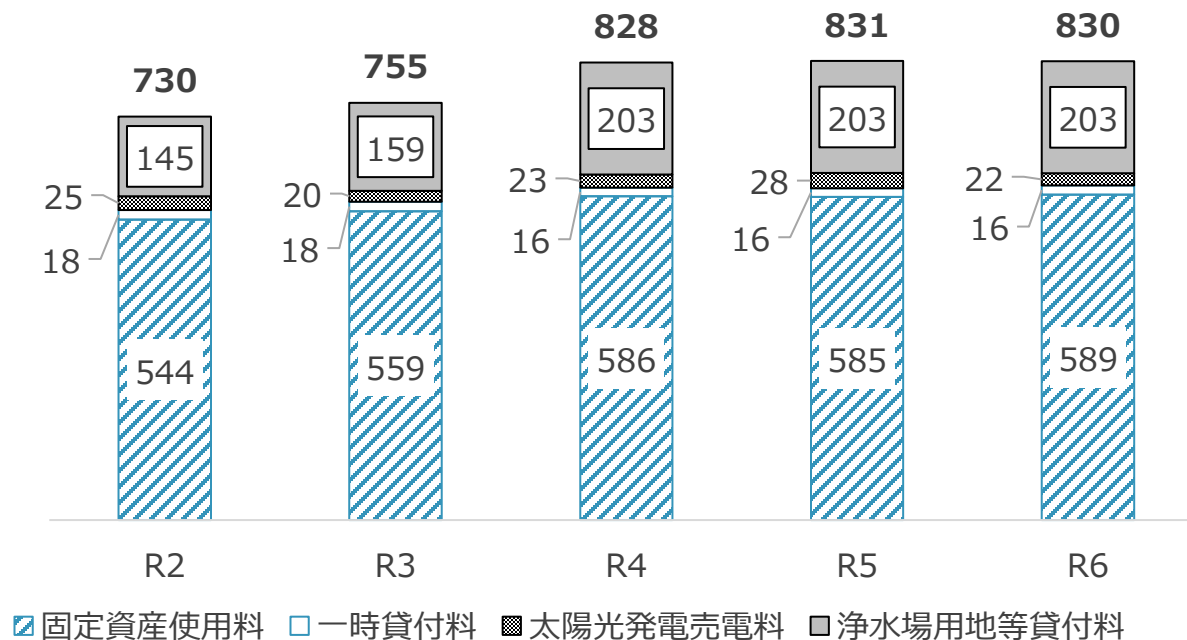
単年度あたり約7.7億円の財政効果

※ 施設整備費は、「不実施」、「実施後」のそれぞれにつき、下記の事業費を耐用年数である60年で除した単年度当たりの金額
 (不実施) 3浄水場を更新した場合
 (実施後) 長沢浄水場に浄水機能を集約（長沢浄水場を施設増強、生田浄水場、潮見台浄水場を廃止）した場合

■ 水道事業における資産の有効活用

- 水道事業の施設用地、管路用地の貸付け等による有効活用の推進を行い、単年度当たり約8億円の収益確保に貢献している。

固定資産使用料等による収入の実績（百万円）



活用事例



浄水場跡地の活用事例
(Ankerフロントtown生田)



配水池上部の活用事例
(太陽光発電)

■ 下水道事業における効率的な執行体制の整備

- 職員数は、上下水道局が発足した平成22年度と令和6年度を比較すると、7人の減（▲1.6%）
- 執行体制の効率化の取組により、令和6年度時点で、単年度当たり約0.6億円の財政効果額を確保（削減した職員数に令和6年度の一人当たりの人件費をかけた額。平成22年度と令和6年度の単純な決算額の対比では約0.6億円の減）

年度	職員数 (人)	単年度 増減数(人)	増減数 累計(人)	主な組織整備等
H22	423			
H23	419	▲ 4	▲ 4	加瀬水処理センター運転点検業務の段階的委託化に伴う減員
H24	415	▲ 4	▲ 8	加瀬水処理センター運転点検業務の段階的委託化に伴う減員
H25	404	▲ 11	▲ 19	契約・検査事務の財政局への移管及び欠員に伴う減員
H26	409	5	▲ 14	国土交通省との人事交流及び欠員の補充に伴う増員
H27	410	1	▲ 13	欠員の補充に伴う増員
H28	409	▲ 1	▲ 14	加瀬水処理センター運転点検業務の段階的委託化に伴う減員
H29	410	1	▲ 13	危機管理体制の強化に伴う増員
H30	413	3	▲ 10	下水道部の業務平準化に向けた事務職の増員
H31	407	▲ 6	▲ 16	加瀬水処理センター運転点検業務の段階的委託化に伴う減員
R2	409	2	▲ 14	浸水被害対応及び対策強化に伴う増員、コロナ対策強化に伴う局外異動による欠員
R3	414	5	▲ 9	浸水被害対策強化に伴う増員、コロナ対策強化に伴う局外異動による欠員の補充
R4	412	▲ 2	▲ 11	欠員に伴う減員
R5	414	2	▲ 9	服務規律・内部監察体制の強化及び欠員の補充に伴う増員
R6	416	2	▲ 7	入江崎統合幹線事業の推進に伴う増員

■ 下水道事業における電力量削減

- 下水道事業では、下水処理の過程で多くの電力が消費されていることから、川崎市上下水道事業中期計画に省エネルギー機器の導入などを位置付け、電力消費量の削減に努めている。
- 下水道施設や設備の更新・改築等にあわせ、**高効率機器、省エネルギー機器の導入や創エネルギー技術の導入**を実施
- これまでの取組により、**省エネルギー対策では累計で123万kWh、創エネルギー対策では累計で119万kWh、合計242万kWhの電力使用量を削減するとともに、累計で7,000万円の電力料金を削減**

取組	下水道施設への導入実績（H25～R6）	電力削減量
省エネルギー対策	高効率なポンプ設備への更新（入江崎水処理センター）	累計 123万kWh (製品の設計定格値より算定)
	高効率型変圧器の導入（等々力・麻生水処理センターなど）	
	L E D照明の導入（入江崎・加瀬・麻生水処理センターなど）	
	駆動動力の軽減による経済性が向上する水処理設備の導入（汚泥掻き寄せ機など） （入江崎・加瀬水処理センター）	
	軸浮上式ターボブロワと高効率な散気装置の導入※（入江崎・加瀬水処理センター）	
	運転管理の最適化（施設設備の間欠運転など）※（水処理センター・ポンプ場）	

※ 設備導入による年間の電力削減効果の算定結果を有していないため、0kWh/年で積上げ

導入年度	下水道施設への導入実績（H23～R6）	電力削減量
創エネルギー対策	太陽光発電の導入（入江崎水処理センター）（H30～R6）	累計 119万kWh
	小水力発電の導入（入江崎水処理センター）（H23～R6）	

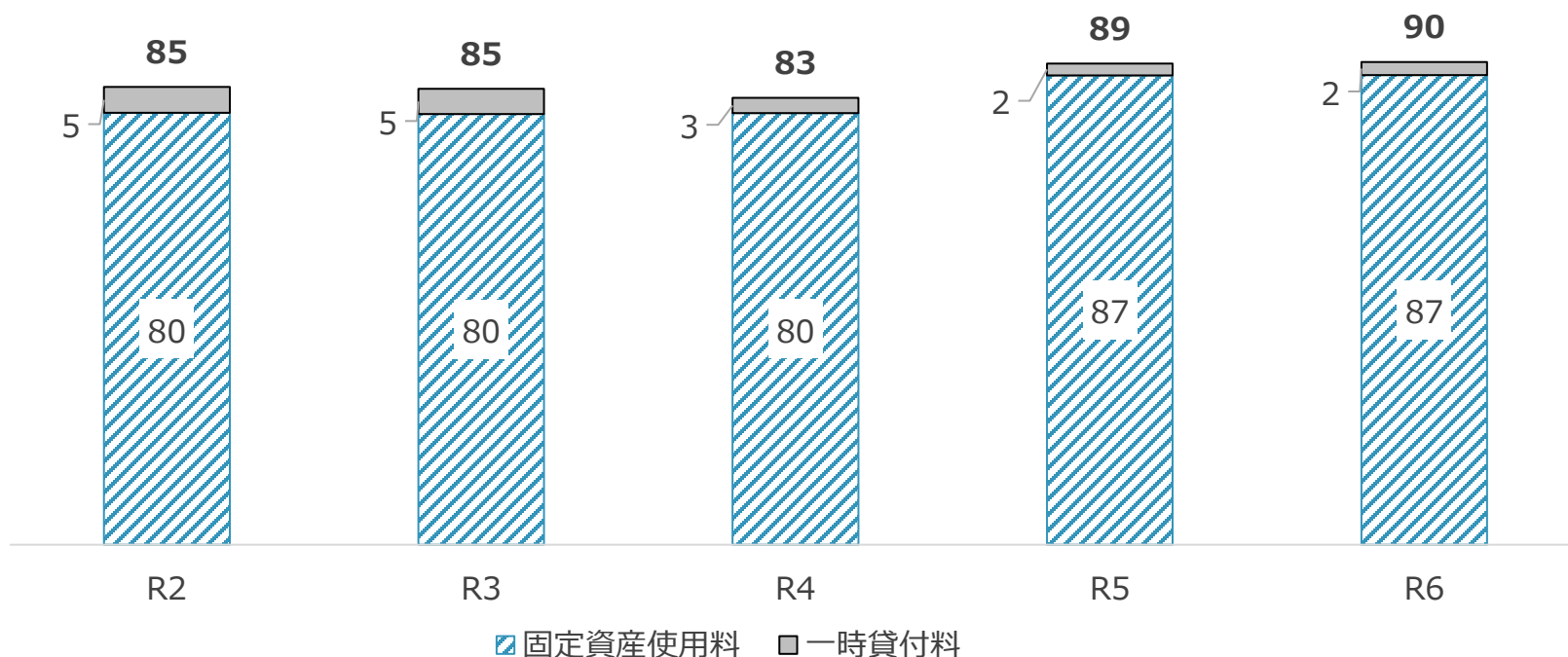
省エネルギー対策 削減量	創エネルギー対策 削減量	削減量合計 （H23～R6）	累計削減額 （H23～R6）
1 2 3 万 kWh	1 1 9 万 kWh	2 4 2 万 kWh	7, 0 0 0 万円※

※ 令和5年度 高圧受電単価で試算

■ 下水道事業における資産の有効活用

- 下水道事業の施設用地、管きょ用地の貸付け等による有効活用の推進を行い、単年度当たり約9千万円の収益確保に貢献している。

固定資産使用料等による収入の実績（百万円）



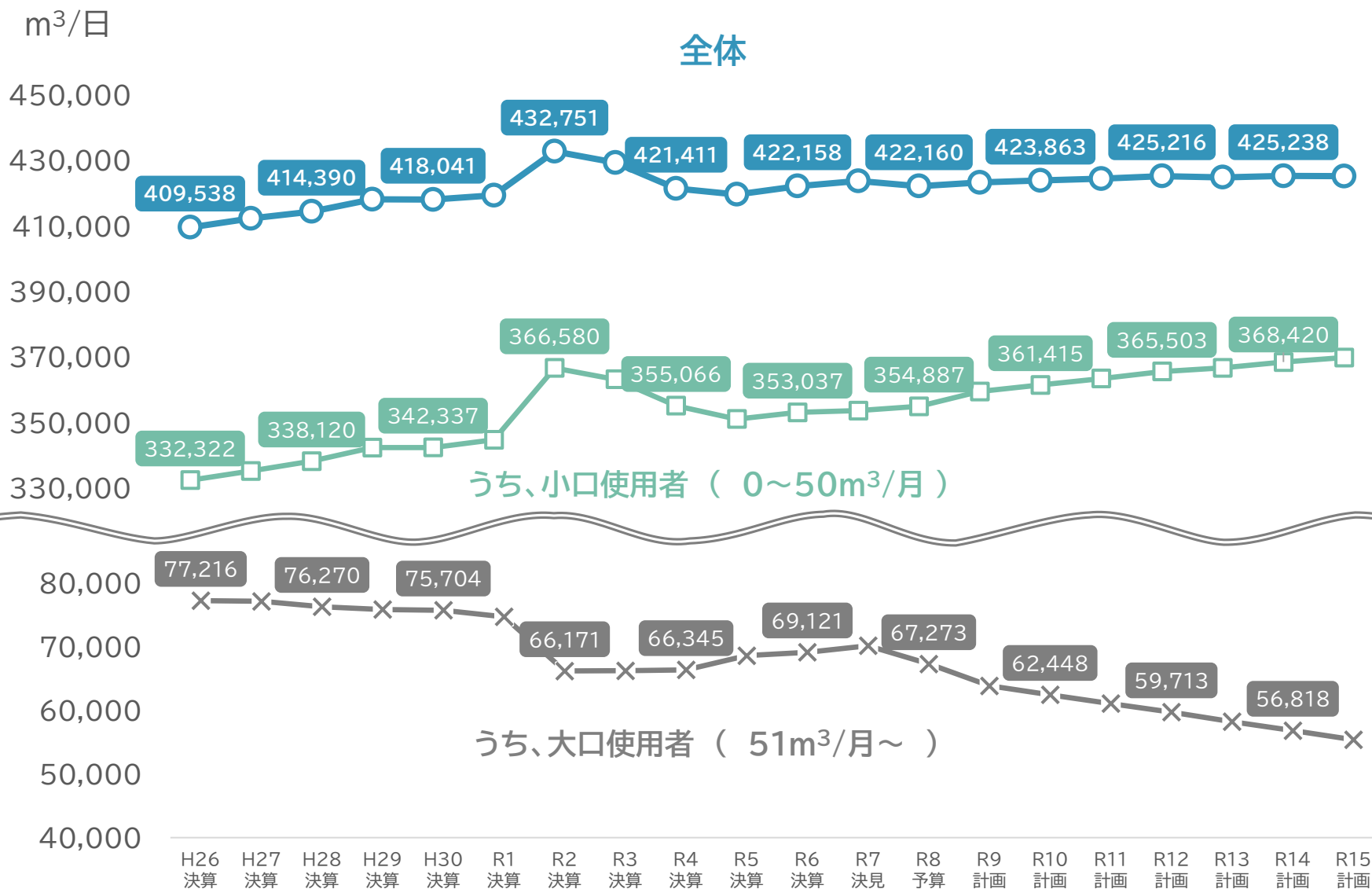
■ 今後の取組

● 持続可能な経営基盤の確保

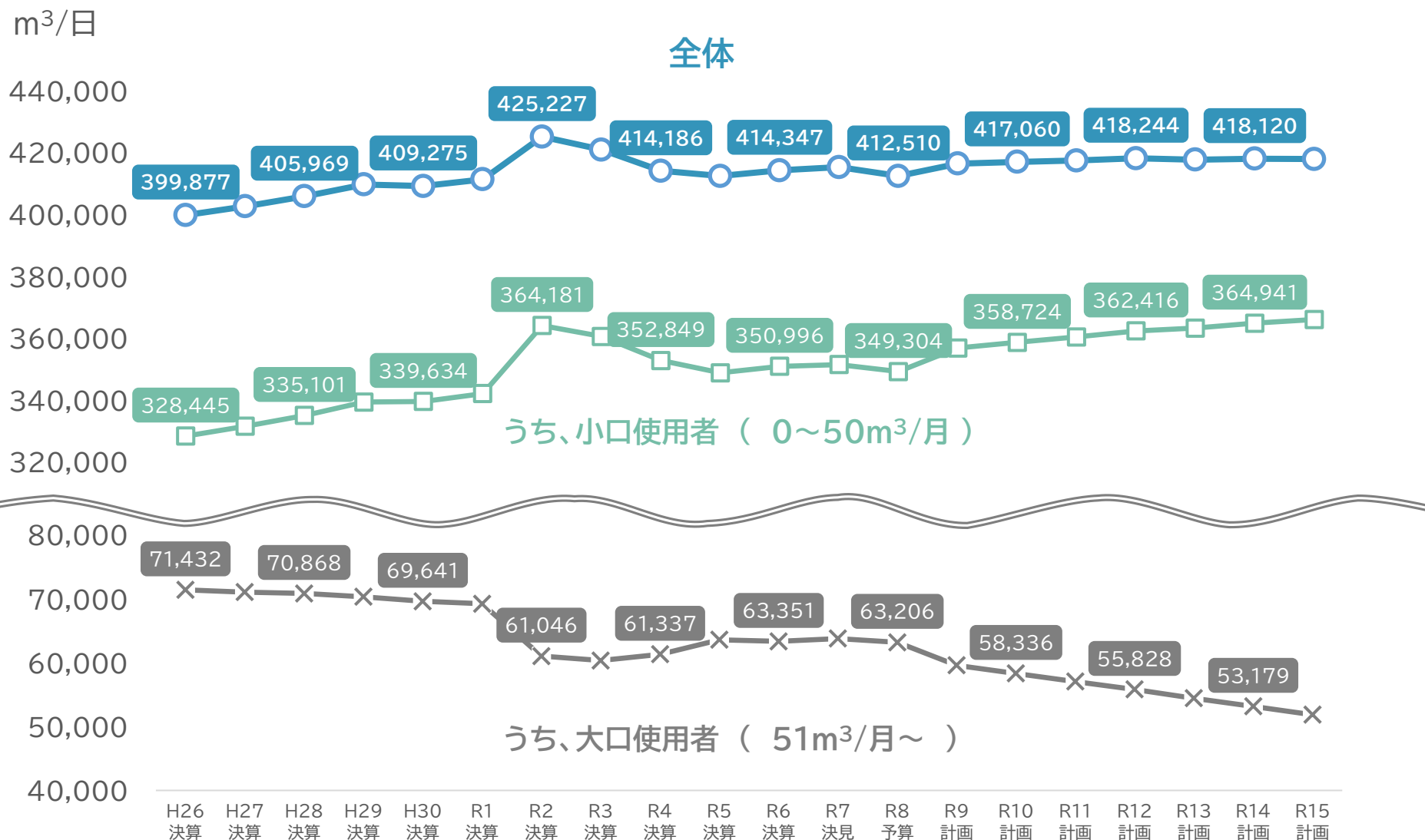
- 上下水道ビジョン・上下水道事業中期計画等を着実に推進することによる持続可能な経営基盤の確保
- 将来の担い手不足の深刻化等に対応するためデジタル技術活用による業務の効率化等の推進
- 水需要の減少、老朽化施設の更新や物価高騰などの経営環境の変化を踏まえた資産の有効活用等による安定的・効果的な財源確保策についての検討

● お客さまサービスの向上と業務の効率化

- 水道料金等の支払い方法の拡充などによる利便性向上
- 引越し手続き等における電子申請の利用拡大による手続きの利便性の向上とあわせたペーパーレス化による内部事務の効率化
- 「上下水道お客さまセンター業務委託」と「水道料金等徴収に係る業務委託」についての委託業務範囲の最適化

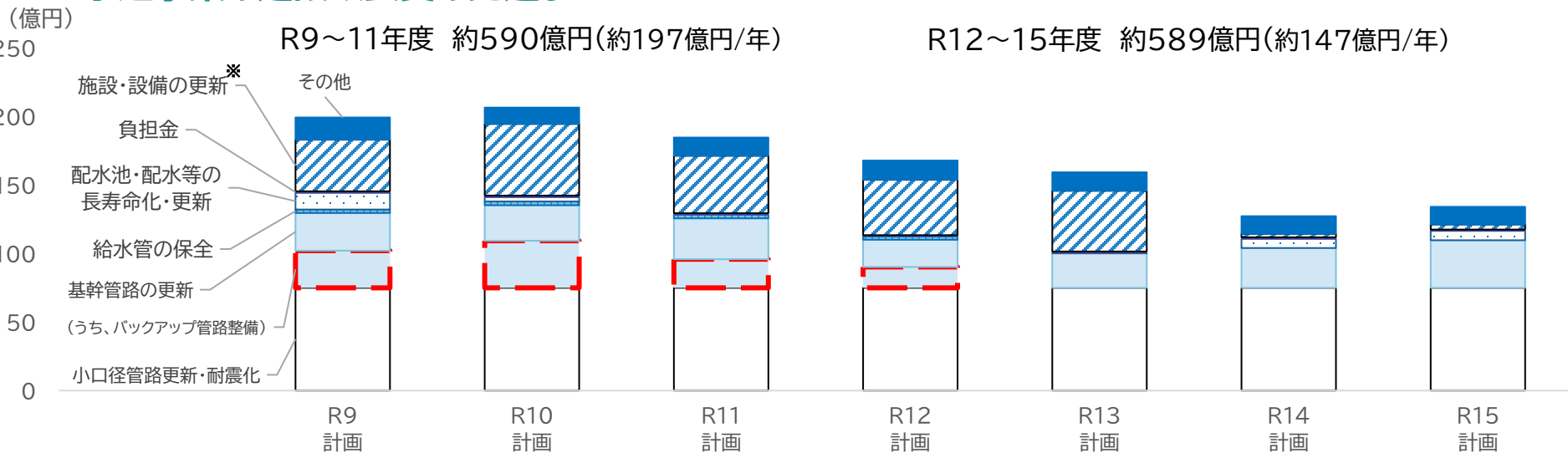


※ R2年度における前年度からの大幅な増又は減は、コロナ禍の影響による。



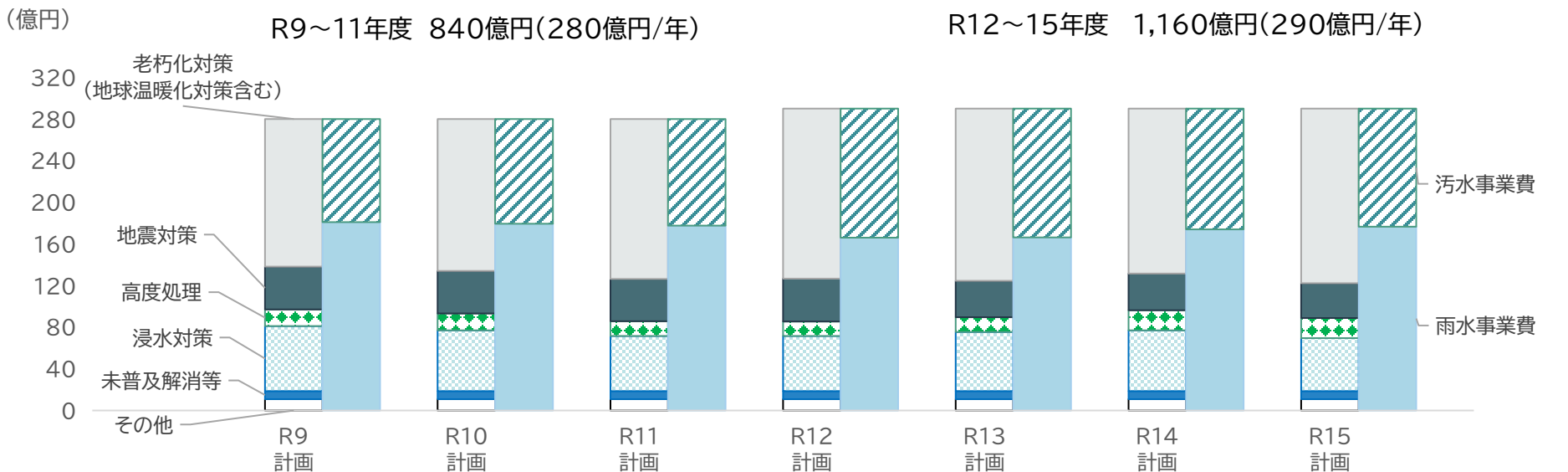
※ R2年度における前年度からの大幅な増又は減は、コロナ禍の影響による。

■ 水道事業の建設改良費の見通し



※ R14,15年度に「施設・設備の更新」の支出が少ないのは一時的なもので、R16年度以降はR8年度以前の従来の水準となる見込みである。

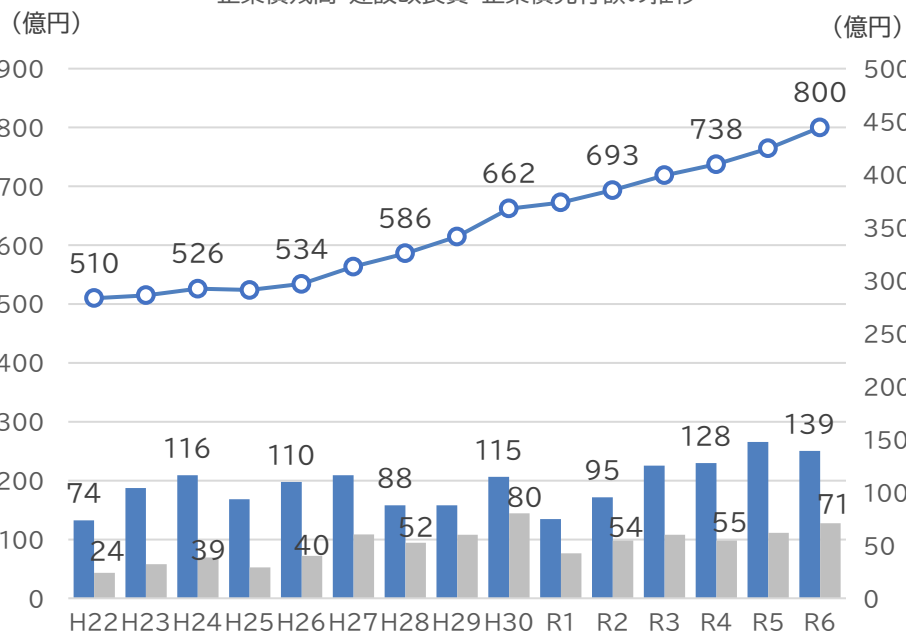
■ 下水道事業の建設改良費の見通し



- 水道事業は、配水池・配水塔及び基幹管路の更新・耐震化等による建設改良費の増加に伴い、企業債残高が増加傾向にある。
- 下水道事業は、企業債残高が減少傾向にあるものの、近年、減少のペースは鈍化しており、今後は増加傾向に転じることも見込まれる。

水道

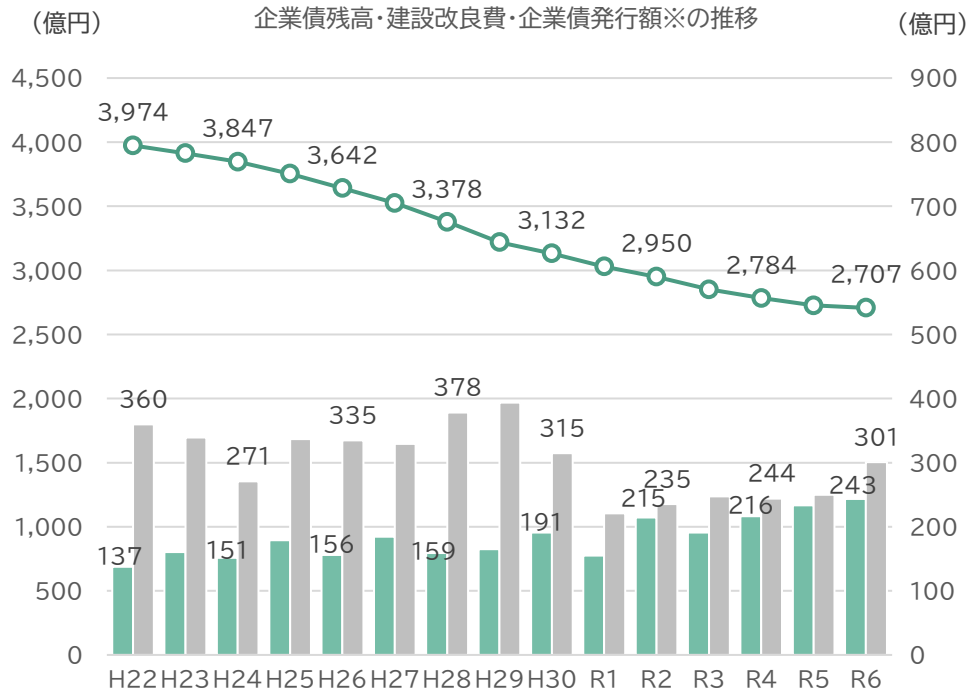
企業債残高・建設改良費・企業債発行額の推移



■ 建設改良費(右軸) ■ 企業債発行額(右軸) ○ 企業債残高(左軸)

下水

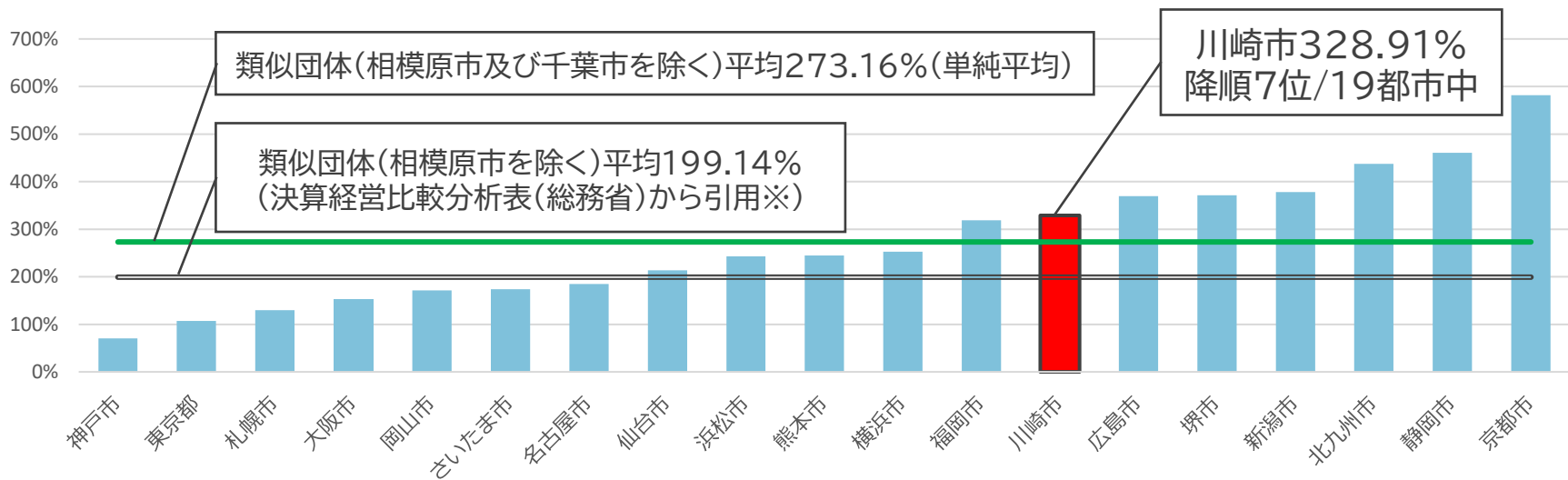
企業債残高・建設改良費・企業債発行額※の推移



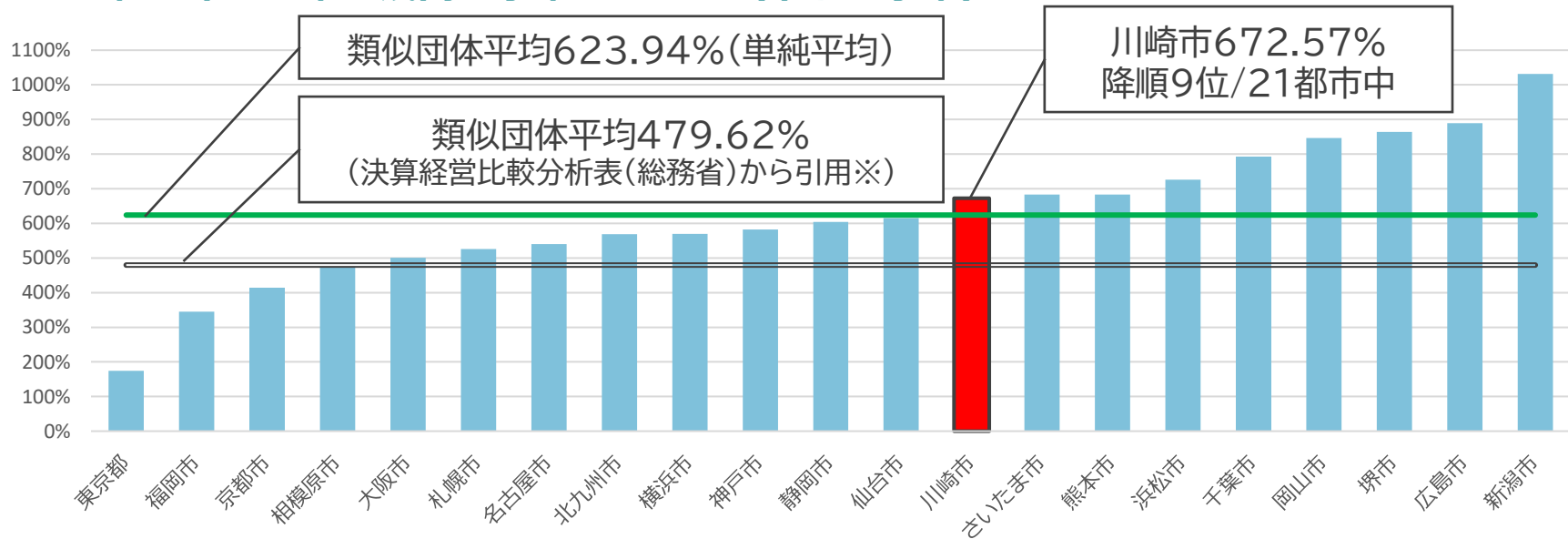
■ 建設改良費(右軸) ■ 企業債発行額(右軸) ○ 企業債残高(左軸)

※企業債発行額には借換債及び資本費平準化債を含む

■ 令和6年度企業債残高対給水収益比率（水道事業）



■ 令和6年度企業債残高対事業規模比率（下水道事業）



※ 水道事業、下水道事業のそれぞれにおいて、全事業者の企業債残高の合計額を給水収益又は下水道使用料の合計額で除して算出

料金制度	現行料金制度の特徴
単一料金制	<ul style="list-style-type: none"> ・口径別料金制を採用していないのは、類似団体の中で川崎市(現行)を含む2都市のみ ・単一料金制は本市のみ
基本水量制	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量を設定しているのは、類似団体の中で川崎市(現行)を含む6都市
逦増料金制	<ul style="list-style-type: none"> ・逦増度について、川崎市(現行)は、類似団体の中で最も高い。
二部料金制	<ul style="list-style-type: none"> ・1月当たり20m³※3の料金について、川崎市(現行)は、類似団体の中で2番目に安価

事業体	基本水量(m ³)	最高単価(税抜・1m ³)	逦増度※2
川崎市(現行)	8	357円	4.96
札幌市	10	375円	2.84
仙台市	なし	310円	2.25
さいたま市	8	395円	3.19
東京都	5	404円	4.16
横浜市	なし	463円	4.78
新潟市	なし	218円	1.33
静岡市	なし	195円	1.50
浜松市	なし	232円	1.99
名古屋市	なし	330円	3.79
京都市	5	326円	3.36
大阪市	なし	358円	3.77
堺市	なし	332円	3.25
神戸市	5	285円	2.82
岡山市	なし	263円	2.21
広島市	なし	241円	2.98
北九州市	なし	310円	3.97
福岡市	なし	387円	3.79
熊本市	なし	290円	2.76

川崎市上下水道局調べ(R8.4時点)

※1 類似団体とは、政令指定都市(大部分が県営水道である千葉市と相模原市を除く。)及び東京都のこと。(19都市)

※2 逦増度 = 最高単価 ÷ 最低単価(1月10m³使用時における1m³当たりの単価)

※3 口径別料金体系では口径20mmの料金

使用料制度	現行使用料制度の特徴
基本水量制	・基本水量を設定しているのは、類似団体の中で 川崎市(現行)を含む12都市
累進使用料制	・累進について、川崎市(現行)は、類似団体の中で 2番目に高い 。
二部使用料制	・1月当たり20m ³ の使用料について、川崎市(現行)は、類似団体の中で 11番目に高い 。

事業体	基本水量 (m ³)	最高単価 (税抜・1m ³)	累進度 ※2
川崎市(現行)	8	475 円	6.99
札幌市	10	237 円	3.95
仙台市	10	420 円	5.97
さいたま市	なし	413 円	4.94
千葉市	なし	431 円	4.90
東京都	8	345 円	4.42
横浜市	8	472 円	7.04
相模原市	8	237 円	2.71
新潟市	10	314 円	2.64
静岡市	なし	220 円	1.73
浜松市	なし	212 円	1.40
名古屋市	なし	260 円	3.29
京都市	5	218 円	3.11
大阪市	10	234 円	4.25
堺市	なし	395 円	3.39
神戸市	5	265 円	4.42
岡山市	なし	424 円	3.66
広島市	6	344 円	4.81
北九州市	10	412 円	6.50
福岡市	なし	515 円	5.79
熊本市	なし	310 円	3.29

川崎市上下水道局調べ(R8.4時点)

※1 類似団体とは、政令指定都市及び東京都のこと。(21都市)

※2 累進度 = 最高単価 ÷ 最低単価(1月10m³使用時における1m³当たりの単価)